

ギャンブル等依存症対策推進基本計画
(令和4年3月25日閣議決定)
令和6年度までの進捗状況について

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局
令和7年10月

目 次

I	関係事業者の取組：基本法第15条関係	
I-1	競馬における取組【農林水産省】	
第1	競馬における広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	1
2	普及啓発の推進	1
第2	競馬におけるアクセス制限等	
1	本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討	2
2	競馬場・場外馬券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討	2
3	インターネット投票におけるアクセス制限の強化	3
4	競馬場・場外馬券売場のATMの撤去	3
第3	競馬における相談・治療につなげる取組	
1	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援	4
2	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化	4
3	セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	4
第4	競馬における依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化	5
2	ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化	5
I-2	競輪・オートレースにおける取組【経済産業省】	
第1	競輪・オートレースにおける広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	6
2	普及啓発の推進	6
第2	競輪・オートレースにおけるアクセス制限等	
1	本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討	7
2	競輪場・オートレース場及び場外車券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討	7
3	インターネット投票におけるアクセス制限の強化	8
4	競輪場・場外車券売場のATMの撤去	8
第3	競輪・オートレースにおける相談・治療につなげる取組	
1	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援	9
2	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化	9
3	セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	9
第4	競輪・オートレースにおける依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化	10

2	ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化	10
I-3	モーターボート競走における取組【国土交通省】	
第1	モーターボート競走における広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	11
2	普及啓発の推進	12
第2	モーターボート競走におけるアクセス制限等	
1	本人・家族申告によるアクセス制限の強化及びICT技術の活用に向けた検討	13
2	競走場・場外舟券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化及びICT技術の活用に向けた検討	13
3	インターネット投票におけるアクセス制限の強化	14
4	競走場・場外舟券売場のATMの撤去	14
第3	モーターボート競走における相談・治療につなげる取組	
1	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援	15
2	ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強化	16
3	セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	16
第4	モーターボート競走における依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化	17
2	ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化	17
I-4	ばちんこにおける取組【警察庁】	
第1	ばちんこにおける広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	18
2	普及啓発の推進	19
第2	ばちんこにおけるアクセス制限	
1	自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化	20
2	入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施	20
第3	ばちんこにおける施設内の取組	
1	ばちんこ営業所のATM等の撤去等	21
2	出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に認識できる遊技機の開発・導入	21
第4	ばちんこにおける相談・治療につなげる取組	
1	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援	22
2	ばちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介	22
3	リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談体制の強化及び機能拡充のための支援	23
第5	ばちんこにおける依存症対策の体制整備	

1	「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化	24
2	ばちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進	25
3	業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の活用	25
4	第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入検査	26
5	ばちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善	27
6	地域連携の強化	27
II	予防教育・普及啓発：基本法第14条関係	
1	ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発の検討及び実施【内閣官房】	28
2	依存症の理解を深めるための普及啓発【厚生労働省・総務省】	29
3	ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供【消費者庁】	30
4	地域における普及啓発の支援【消費者庁】	30
5	青少年等に対する普及啓発の推進【消費者庁・文部科学省】	31
6	学校教育における指導の充実【文部科学省】	31
7	各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進【文部科学省】	32
8	金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発【金融庁】	32
9	職場における普及啓発【厚生労働省・総務省】	33
III	依存症対策の基盤整備・様々な支援：基本法第16～21条関係	
第1	各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現【内閣官房・厚生労働省・消費者庁・警察庁・金融庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】：基本法第20条関係	34
第2	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】	35
第3	相談支援・治療支援：基本法第16・17条関係	
1	都道府県・政令指定都市における相談体制の充実【厚生労働省・総務省】	36
2	ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【厚生労働省・消費者庁・警察庁・金融庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】	37
3	婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャーにおける適切な支援【こども家庭庁・厚生労働省・総務省】	38
4	消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援【消費者庁】	39
5	多重債務相談窓口の相談体制の強化【金融庁】	39
6	相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成	

	成【法務省】	40
7	日本司法支援センターにおける多重債務者等に対する適切な情報提供の推進【法務省】	40
8	全都道府県・政令指定都市における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の早期整備を含む精神科医療の充実【厚生労働省・総務省】	41
第4	民間団体支援：基本法第19条関係	
1	自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援【厚生労働省・総務省】	42
2	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援【農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】（再掲）	42
第5	社会復帰支援：基本法第18条関係	
1	就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上【厚生労働省・総務省】	43
2	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援【厚生労働省】	44
3	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援の実施【法務省】	45
4	受刑者に対する就労支援の充実【法務省】	45
5	保護観察対象者等に対する就労支援の充実【法務省】	46
第6	人材の確保：基本法第21条関係	
1	ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の実施【厚生労働省】	47
2	医学部におけるギャンブル等依存症に関する教育の充実【文部科学省】	47
3	保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士の養成【厚生労働省】	48
4	ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援のための、生活保護担当ケースワーカーに対する研修の実施【厚生労働省】	49
5	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成【法務省】	49
6	ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等に効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員の育成【法務省】	49
IV	調査研究・実態調査：基本法第22条・23条関係	
1	精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握【厚生労働省】	50
2	子ども虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握【こども家庭庁】	50
3	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握【法務省】	51
4	海外競馬の依存症対策に係る調査【農林水産省】	51
5	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【農林水産省・経済	

	産業省・国土交通省】	51
6	ギャンブル依存症予防回復支援センターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【国土交通省】	52
7	リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談データの分析等によるばちんこへの依存問題の実態把握【警察庁】	52
V	多重債務問題等への取組	
1	貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施【金融庁】	53
2	ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進【金融庁】	53
3	違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【警察庁】	54

（令和４年３月基本計画の）令和６年度までの進捗状況

- I 関係事業者の取組：基本法第15条関係
 I－1 競馬における取組【農林水産省】
 第1 競馬における広告・宣伝の在り方

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制		
競馬主催者等は、広告・宣伝に関する全国的な指針を踏まえた新たな自主的な指針を策定し、運用を開始。	広告・宣伝の内容が射幸心をあおるものとならないよう、対策を一層強化するため、全国公営競技施行者連絡協議会（公連協）において策定された広告・宣伝に関する全国的な指針を踏まえ、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会は、令和４年７月に広告・宣伝指針を公表、運用を開始した。	JRAにおいて、「日本中央競馬会広告・宣伝指針」を令和４年７月に制定・施行するとともに、「日本中央競馬会ギャンブル等依存症対策実施規程」の改訂を行い、HPで公表した。 地方競馬において、「地方競馬広告・宣伝指針」を令和４年７月に制定・施行するとともに、本指針に基づき広告・宣伝を行う旨を規定すべく「地方競馬におけるギャンブル等依存症対策実施規程」の改訂を行い、地方競馬情報サイトで公表した。
2 普及啓発の推進		
競馬主催者等は、以下の取組を推進。 ○SNS等インターネットをはじめ、各種媒体を効果的に活用し、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。 ○ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深め、発生抑制につながる知識の普及効果が見込める活動を他の公営競技とも連携し実施。	○全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等における注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの表示や、注意喚起標語のステッカーの馬券発売機等への掲示により、広く一般へ注意喚起を実施している。また、「馬券の購入は20歳になってから」を競馬場内のビジョンにおいて放映することや、20歳未満の者の馬券購入が禁止されている旨の場内放送について、全ての競馬主催者が実施している。 ○啓発週間においては、競馬主催者等のHPや競馬場内のビジョン、場内放送による周知を実施した。また、公連協HPやSNS等も活用するとともに、大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑制につながる知識の普及等の啓発活動（ポスター、セミナー等）を実施した。加えて、地方競馬全国協会（NAR）において、地方競馬関係者向けにギャンブル等依存症対策に係る研修動画を作成し、研修を実施した。	○年間を通じた普及啓発活動【令和４～６年度】 全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、ステッカー、競馬場内のビジョン、場内放送等での注意喚起を実施 ○啓発週間における取組【令和４～６年度】 ・啓発週間の周知 ビジョン等での放映（内閣官房作成動画含む） 啓発週間周知ポスターの競馬場等での掲示や農林水産省、公連協HP等への掲載 各主催者等のHPで特設バナーを掲載 グリーンチャンネル・BSイレブン（衛星放送）内における告知 メルマガ配信 ・セミナーの実施（公連協主催） 【令和４年度】：大阪商業大学：５月17日（参加者112名） 東洋大学：５月18日（参加者 84名） 【令和５年度】：大阪商業大学：５月16日（参加者158名） 東北福祉大学：５月19日（参加者 64名） 【令和６年度】：大阪商業大学：５月14日（参加者 87名） （注）参加者数はリアクションペーパー回答者数 ・公連協HP、Xでの投稿 計53回【平成31年４月24日～令和７年３月３日】 ・地方競馬関係者向けに研修を実施（NAR主催） 【令和４年度】実施なし 【令和５年度】２月27日 【令和６年度】実施なし ○各公営競技とも連携したポスターやチラシ等の作成【令和４～６年度】

第2 競馬におけるアクセス制限等

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討		
○競馬主催者は、警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限を実施。 ○競馬主催者等は、今後の技術の進展等も踏まえ、入場制限者等をより効率的かつ低コストで特定するための技術の導入について検討。	○入場口及び勝馬投票券発売機付近への警備員等の配置を強化している。また、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、入場制限者等と思われる者を確認次第、その者の入場を制限している。 ○競馬場において、多数の来場者の入退場時に、スムーズかつ安全な導線の確保を可能にするための個人認証支援ツールとしての顔認証システムの研究に関して、引き続きJRAIにおいて実証実験を行った。	○アクセス制限の実施状況の推移（場・場外） （R4.3末）→（R6.3末）→（R7.3末） ・中央競馬（本人申告） 52件 → 116件 → 149件 （家族申告） 3件 → 4件 → 6件 ・地方競馬（本人申告） 6件 → 12件 → 22件 （家族申告） 1件 → 1件 → 1件 ○実証実験 ・令和4年7月30日～8月14日の競馬開催日 （札幌競馬場で実施） ・令和5年6月10日～7月16日の競馬開催日 （函館競馬場で実施） ・令和6年7月27日～8月4日の競馬開催日 （札幌競馬場で実施） ○実証実験での検証結果 実証の結果、素顔での認証精度は向上しつつあるものの、マスク・眼鏡着用時等で検知できないケースがあることから、検出精度の向上に関する情報を収集しつつ、引き続き、競馬場等での適切な入場制限の実施について検討を行う。
2 競馬場・場外馬券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討		
○競馬主催者は、警備員の配置・巡回の実施による20歳未満の者の購入禁止を徹底。 ○競馬主催者等は、今後の技術の進展等を踏まえ、20歳未満の者の判定をより効率的かつ低コストで特定するための技術の導入について検討。	○20歳未満の者と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び身分証明書等による年齢確認を行い、20歳未満の者による馬券の購入及び20歳未満の者のみによる場外馬券売場への入場を防止している。また、「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの標語を、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、馬券発売機等でのステッカー、競馬場内のビジョンによる放映等により表示し、注意喚起を行っている。加えて、啓発週間中は、競馬場内の放送やビジョンでの注意喚起、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置、警備員の場内巡回数の増加を行った。 ○JRAIにおける顔認証システムの実証実験において、年齢推計による20歳未満の者の判定への応用についても検証した。	○啓発週間での取組【令和4～6年度】 ・ビジョン等において、啓発週間の告知を放映 ・20歳未満の者による馬券の購入に対する馬券発売機周辺での警備の強化 ○実証実験 ・令和4年7月30日～8月14日の競馬開催日 （札幌競馬場で実施） ・令和5年6月10日～7月16日の競馬開催日 （函館競馬場で実施） ・令和6年7月27日～8月4日の競馬開催日 （札幌競馬場で実施） ○実証実験での検証結果 実証の結果、顔認証エンジンの精度向上は認められたものの、実用化レベルには達していないことから、引き続き、検出精度の向上に関する情報を収集するとともに、警備員巡回等他の手法との比較も含め有効な手法について検討を行う。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 インターネット投票におけるアクセス制限の強化		
競馬主催者等は、インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法を導入。	○競馬主催者等は、引き続き、電話・インターネット投票の購入限度額設定システムを実施。 ○投票サイトにおいて、購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法について、JRA及び地方競馬において導入した。	○アクセス制限の実施状況の推移（ネット投票） (R4. 3末) → (R6. 3末) → (R7. 3末) 中央競馬（本人申告）3,018件 → 4,645件 → 5,679件 （家族申告）89件 → 133件 → 168件 地方競馬（本人申告）969件 → 1,423件 → 1,725件 （家族申告）7件 → 16件 → 26件 ○購入限度額設定の開始時期 中央競馬 令和2年11月20日（電話・インターネット投票） 令和5年11月11日（UMACA投票：現金をチャージしたICカード利用） 地方競馬 令和2年11月30日（SPAT4、競馬モール） 令和5年2月23日（オッズパーク） ○購入限度額設定者数 (R4. 3末) → (R6. 3末) → (R7. 3末) 中央競馬：11,952件 → 30,108件 → 42,913件 地方競馬：10,609件 → 18,564件 → 26,298件 ○購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法の導入 中央競馬 令和5年12月7日 地方競馬 令和6年6月21日（SPAT4） 令和6年6月24日（オッズパーク） 令和6年6月25日（競馬モール）
4 競馬場・場外馬券売場のATMの撤去		
競馬主催者は、競馬場等のATMについて、現行契約は行わず、令和5年度までに全て撤去。	ATMについては、令和4年度末までに撤去完了した。	令和元年度以降、令和4年度末までに競馬場（中央競馬5か所16台、地方競馬2か所4台）及び場外馬券売場（中央競馬1か所5台、地方競馬2か所2台）の全てのATMを撤去した（稼働終了を含む）。

第3 競馬における相談・治療につなげる取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援		
競馬主催者等は、他の公営競技と連携し、経済的支援を必要とする自助グループをはじめとする民間団体等が支援を受けられるよう周知を図るとともに、必要な支援内容等の見直しを実施。	公連協において、自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援として、補助事業の公募を実施	○ギャンブル等依存症関連問題支援事業の実施（令和3年度末に補助事業の募集を開始） 【令和4年度実績】 0件 【令和5年度実績】 2件 197万円 （内訳） ・一般社団法人ギャンブル等依存症対策研究会 100万円 ・特定非営利活動法人ジャパンマック 97万円 【令和6年度採択】 3件 ○令和6年度の事業実施に向け公募（令和6年3月1日～同年5月31日） ○令和6年8月に公連協HPで支援実績を公表
2 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化		
競馬主催者等は、以下の取組を推進。 ○相談窓口の十分な周知を図るとともに、知識を有する人材の確保・養成等を図るため、依存症に関する研修等について、内容の充実を図り継続して実施。 ○各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、各種対策への活用を検討。	○競馬場及び場外馬券売場におけるポスターやリーフレット、HP、公連協HPや公連協X等での掲載により、公営競技カウンセリングセンターの問合せ先等を周知している。 啓発週間においては、上記の取組に加え、HPトップページでの特設バナーの掲示により周知した。 各競馬主催者の従業員、インターネット投票サイトの運営担当者等に対する研修を実施し、人材の確保・養成等に努めており、役職員に対してはeラーニングによる研修を実施した。 研修については、NARにおいて専門家講演動画を制作し、研修用の教材として活用を図ることで内容の充実を図った。 ○各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図っている。	○相談受付件数 ・公営競技カウンセリングセンター 【令和4年度】450件 【令和5年度】471件 【令和6年度】607件 ○相談件数の公表【令和4～6年度】 公連協HPで相談実績を公表 ○公営競技カウンセリングセンターの周知【令和4～6年度】 ○従業員への依存症対策に係る研修を順次実施 専門家講演動画や専門家監修の依存問題対策に関する動画を制作し、各競馬主催者の従業員、インターネット投票サイトの運営担当者等に対する研修用の教材として活用を図ることで内容の充実を図った。 【令和4年度】計828名、計12回（web、各主催者事務所内など） 【令和5年度】計998名、計17回（web、各主催者事務所内など） 【令和6年度】計1089名、計15回（web、各主催者事務所内など） ○連携協力体制への参画【令和4～6年度】 競馬主催者は都道府県等が開催する会議に参画し、都道府県計画策定に向けた情報や課題を共有
3 セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入		
競馬主催者等は、セルフチェックツールの周知を行うほか、効果検証を行い、必要に応じて改善。	各主催者等のHPや啓発週間のセミナー等でセルフチェックツールの周知を実施	セルフチェックツールの閲覧数及び回答数 （R4.3末）→（R6.3末）→（R7.3末） 閲覧数：251,741件 → 768,644件 → 1,058,107件 回答数：84,477件 → 251,944件 → 350,693件 全回答者数のうち令和7年3月末時点の結果で38.6%が、10～20代の者

第4 競馬における依存症対策の体制整備

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化		
競馬主催者等は、研修の実施等を通じた、ギャンブル等依存症対策に関する十分な知識を有する人材の確保・養成等により、依存症対策実施体制を強化。	各競馬主催者の役職員、インターネット投票サイトの運営担当者等に対し、eラーニング等を活用し、研修を継続的に実施	役職員への研修の実施 ・JRA：【令和4年度】計1,746名、計1回 【令和5年度】計1,778名、計1回 【令和6年度】計1,797名、計1回 ・地方競馬：（NRA及び全主催者において実施） 【令和4年度】計 119名、計12回 【令和5年度】計 158名、計17回 【令和6年度】計 153名、計15回
2 ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化		
競馬主催者等は、ギャンブル等依存症対策を規程に基づき着実に実施するとともに、規程について検証を行い、必要に応じて改善。	競馬主催者等は、「ギャンブル等依存症対策実施規程」に基づき着実にギャンブル等依存症対策を実施	○ギャンブル等依存症対策実施規程の改正【令和4～6年度】 ・JRA：計4回 ・地方競馬1回 ○ギャンブル等依存症対策実施規程に基づく取組【令和4～6年度】 ・JRA：ギャンブル等依存症対策実施計画の作成、ギャンブル等依存症対策委員会の開催 等 ・地方競馬：専門的知識を有する講師を招いた研修の実施 等

I-2 競輪・オートレースにおける取組【経済産業省】
第1 競輪・オートレースにおける広告・宣伝の在り方

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制		
競輪についてはJKA及び全国競輪施行者協議会（全輪協）、オートレースについてはJKA及び全国小型自動車競走施行者協議会（全動協）は、広告・宣伝に関する全国的な指針を踏まえた新たな自主的な指針を策定し、運用を開始。	令和4年3月に公表された全国公営競技施行者連絡協議会の「公営競技広告・宣伝指針」を踏まえ、令和4年12月に「競輪広告・宣伝指針」、「オートレース広告・宣伝指針」を策定、令和5年1月にJKA等のHPにおいて公表し、運用を開始	○競輪については、令和4年12月、競輪ギャンブル依存症対策推進会議を開催、「競輪広告・宣伝指針」について審議・決定、令和5年1月に同指針を公表 ○オートレースについては、令和4年12月、オートレースギャンブル依存症対策推進会議を開催、「オートレース広告・宣伝指針」について審議・決定、令和5年1月に同指針を公表 ○競輪・オートレース共に委託事業者にも同指針を遵守するよう要請するとともに、運用において、指針上懸念のある表現の動画に対して改善するよう自主的に指導するなど対応
2 普及啓発の推進		
競輪・オートレース施行者等は、以下の取組を推進。 ○SNS等インターネットをはじめ、各種媒体を効果的に活用し、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。 ○ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深め、発生抑制につながる知識の普及効果が見込める活動を他の公営競技とも連携し実施。	インターネット等各種媒体を効果的に活用し、注意喚起標語、相談窓口、セルフチェックツール、普及啓発週間等を積極的に周知 <注意喚起標語> 「車券の購入は20歳になってから。競輪（オートレース）は適度に楽しみましょう」	○年間を通じた普及啓発活動【令和4～6年度】 全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、ステッカー等で注意喚起を実施 ○啓発週間における取組【令和4～6年度】 ・各競走場や公連協HP等での啓発週間周知ポスターの掲示 ・競輪及びオートレースのオフィシャルHP上の特設バナーの掲載 ・競輪及びオートレースオフィシャルHP、各競輪場及びオートレース場HP等での周知 ・デジタルサイネージを使用した周知（令和4年度：品川駅、令和5、6年度：東京駅） ・セミナーの開催 （令和4年度：大阪商業大学、東洋大学、令和5年度：大阪商業大学、東北福祉大学、令和6年度：大阪商業大学） ・公連協HP、Xでの投稿 ・全競輪場、全サテライト、全オートレース場にて啓発週間の周知を目的としたグッズ配布 （令和4年度：ポケットティッシュ、除菌液、令和5年度：ウェットティッシュ、令和6年度：マルチパスケース）

第2 競輪・オートレースにおけるアクセス制限等

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討		
○競輪・オートレース施行者は、警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限を実施。 ○JKA、全輪協及び全動協は、各分野の状況を踏まえ、個人認証システムの導入可能性を検討。	○競輪については、入場制限者の把握・入場制限を実施を徹底するとともに、個人認証システムを含めた入場管理方法の在り方について他の公営競技における検討等について情報収集等するとともにアクセス制限の実施状況等を再確認 ○オートレースについては、入場制限者の把握・入場制限を実施を徹底した。また、「オートレースギャンブル依存症対策推進会議」において検討を行った結果、警備員及び監視カメラで対応可能であることから個人認証システムについては検討を中断することとしたものの、他の公営競技における検討等について情報収集等するとともにアクセス制限の実施状況等を再確認	○アクセス制限の実施状況の推移（場・場外） (R4. 3末) → (R6. 3末) → (R7. 3末) 競輪 (本人申告) 4件 → 31件 → 38件 (家族申告) 0件 → 3件 → 3件 オートレース (本人申告) 2件 → 6件 → 6件 (家族申告) 0件 → 0件 → 0件 ○競輪においては、個人認証システムを含めた入場管理方法の在り方について、全国公営競技施行者連絡協議会で情報を共有するとともに、著しくアクセス制限申請件数等が増加するなどの状況変化がないか再確認した。【令和6年度】 ○オートレースにおいては、個人認証システムの導入検討を中断するものの、他の公営競技における個人認証実証実験の検証結果等について情報を収集するとともに、著しくアクセス制限申請件数等が増加するなどの状況変化がないか再確認した。【令和6年度】
2 競輪場・オートレース場及び場外車券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討		
○競輪・オートレース施行者は、警備員の配置・巡回の実施による20歳未満の者の購入禁止を徹底。 ○JKA、全輪協及び全動協は、各分野の状況を踏まえ、個人認証システムの導入可能性を検討。	○各競走場等において20歳未満の者による車券購入の禁止を徹底。 また、インターネット等各種媒体を効果的に活用し注意喚起標語を積極的に周知 ＜注意喚起標語＞ 「車券の購入は20歳になってから。競輪（オートレース）は適度に楽しみましょう」 ○個人認証システムの導入可能性等に係る情報収集等するとともに容易に20歳未満の者が車券購入できる状況となっていないか再確認	○各競走場等において、20歳未満と思われる者に対し、車券を購入しようとする行為が見られない場合でも、警備員等による積極的な声かけ、年齢確認を行い、20歳未満の者による車券の購入禁止を徹底 ○競輪においては、全国公営競技施行者連絡協議会での個人認証システムの導入可能性等に係る情報共有を参考するとともに、容易に20歳未満の者が車券購入できる状況となっていないか再確認した。【令和6年度】 ○オートレースにおいては、個人認証システムの導入検討を中断するものの、他の公営競技における個人認証実証実験の検証結果等について情報を収集するとともに、容易に20歳未満の者が車券購入できる状況となっていないか再確認した。【令和6年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 インターネット投票におけるアクセス制限の強化		
JKA、全輪協及びオートレース振興協会は、以下の取組を推進。 ○インターネット投票における購入限度額設定システムを令和4年度末までに導入。 ○インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法を導入。	○競輪及びオートレース共に、委託事業者の投票サイトも含め、令和4年度末までにインターネット投票における購入限度額設定システムを導入。 ○投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴える新たな表示方法については、関係者で取組方針を決定し令和6年度中に導入完了。	○アクセス制限の実施状況の推移（ネット投票）

第3 競輪・オートレースにおける相談・治療につなげる取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援		
JKAは、補助事業を適切に周知し、自助グループをはじめとする民間団体に対する経済的支援を推進。	JKA補助事業の補助方針において、「ギャンブル等依存症対策に関する支援活動」及び「ギャンブル等依存症に係る研究」の2つの補助メニューを明記し、ギャンブル等依存症対策事業がJKA補助事業の対象であることをウェブサイトやパンフレット等で周知し、募集を実施	応募があった大学の「研究補助」事業について採択し、補助事業として実施 【令和4年度採択】1件 300万円 【令和5年度採択】3件 897万円 【令和6年度採択】3件 765万円
2 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化		
○JKA、全輪協及び全動協は、各地域の関係機関と連携し、相談窓口の積極的な周知を実施。 ○競輪・オートレース施行者は、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、各種依存症対策への活用を検討。	○インターネット等各種媒体を効果的に活用し、相談窓口や公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターを積極的に周知 ○競輪・オートレース施行者は、各地域の包括的な連携協力体制の構築に向け、都道府県等が開催する会議に参画	○相談受付件数 ・公営競技カウンセリングセンター 【令和4年度】450件 【令和5年度】471件 【令和6年度】607件 ○相談件数の公表【令和4～6年度】 公連協HPで相談実績を公表 ○公営競技カウンセリングセンターの周知【令和4～6年度】 ○連携協力体制への参画【令和4～6年度】 競輪・オートレース施行者は都道府県等が開催する会議に参画、各種対策に協力
3 セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入		
JKA、全輪協及び全動協は、セルフチェックツールの周知を行うほか、効果検証を行い、必要に応じて改善。	インターネット等各種媒体を効果的に活用し、セルフチェックツールを積極的に周知	セルフチェックツールの閲覧数及び回答数 (R4.3末) → (R6.3末) → (R7.3末) 閲覧数：251,741件 → 768,644件 → 1,058,107件 回答数：84,477件 → 251,944件 → 350,693件 全回答者数のうち38.6%が、10～20代の者

第4 競輪・オートレースにおける依存症対策の体制整備

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化		
JKA、全輪協及び全動協は、知識の向上や理解を深めるため、従業員等に対する定期的な研修等により、依存症対策実施体制を強化。	競輪、オートレース共通で活用可能なギャンブル依存症対策の研修教材を令和5年1月に作成。同教材等を用いて、競輪、オートレースの施行者、委託事業者等を対象とした合同研修を開催	WEBによる競輪・オートレース合同研修会を実施【令和4～6年度】 講師：経済産業省 受講者数：【令和4年度】約180名 【令和5年度】約180名 【令和6年度】約180名
2 ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化		
○競輪・オートレース施行者等は、ギャンブル等依存症対策を規程に基づき着実に実施。 ○JKA、全輪協及び全動協は、規程の内容について検証を行い、必要に応じて改善。	競輪・オートレースに関係する施行者、委託事業者が遵守すべき規定として競輪、オートレースそれぞれ「ギャンブル依存症対策実施規程」を定めているところ。広告・宣伝指針は同規程に基づく取り組みであることを確認	○競輪は、競輪ギャンブル依存症対策推進会議を開催し、規程に基づく依存症対策に関する進捗・対応状況や具体的施策の対応方針等を議論。これまでに、令和4年12月に、「競輪広告・宣伝指針」について審議・決定するとともに、競輪ギャンブル依存症対策実施規程の「広告及び宣伝における留意」に基づく取り組みであることを確認。また、令和6年度中に基本計画に示された投票サイトにおける購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法について、全ての投票サイトにて導入完了し運用を開始している。 ○オートレースは、オートレースギャンブル依存症対策推進会議を開催し、規程に基づく依存症対策に関する進捗・対応状況や具体的施策の対応方針等を議論。これまでに、令和4年12月に、「オートレース広告・宣伝指針」について審議・決定するとともに、オートレースギャンブル依存症対策実施規程の「広告及び宣伝における留意」に基づく取り組みであることを確認。また、令和6年度中に基本計画に示された投票サイトにおける購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法について、全ての投票サイトにて完了し運用を開始している。

I-3 モーターボート競走における取組【国土交通省】
第1 モーターボート競走における広告・宣伝の在り方

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制		
全国モーターボート競走施行者協議会、日本モーターボート競走会、日本財団、日本モーターボート選手会及びBOATRACE振興会（モーターボート競走関係団体）は、広告・宣伝に関する全国的な指針を踏まえた新たな自主的な指針を策定し、運用を開始。	全国公営競技施行者連絡協議会（以下、「公連協」という。）の作業部会において策定した指針をもとに、過度に射幸心をあおる内容としない、また、20歳未満の者に対し投票券の購入を禁止することや、ギャンブル等依存症の抑止のため、「のめり込み」を防止し節度ある購入を促す等の配慮を行う内容を含めた指針を令和4年3月に策定し、オフィシャルHPにおいて公表している。	○施行者に対して、BOATRACE振興会主催「広報・宣伝担当者会議」にて「ボートレース広告・宣伝指針」周知した。 【令和4年度】計45名、計1回（リモート：全国） 【令和5年度】計49名、計3回（対面：東京、大阪、福岡） 【令和6年度】計54名、計3回（対面：東京、大阪、福岡） ○競走場及び場外舟券発売場の責任者・担当者に対して階層別研修にて周知した。 【令和4年度】計228名、計6回（対面・リモート併用：東京、九州 対面：関東、東海、近畿、瀬戸内） 【令和5年度】計233名、計5回（対面・リモート併用：東京 対面：東京、大阪、福岡 リモート：全国） 【令和6年度】計235名、計5回（対面・リモート併用：東京 対面：東京、大阪、福岡 リモート：全国）

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 普及啓発の推進		
モーターボート競走関係団体は、以下の取組を推進。 ○SNS等インターネットをはじめ、各種媒体を効果的に活用し、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。 ○ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深め、発生抑制につながる知識の普及効果が見込める活動を他の公営競技とも連携し実施。	○施行者等は、啓発ポスターや開催告知ポスター、テレビコマーシャル、出走表、舟券販売機、キャッシュレス端末、公式HPインターネット投票サイト等において、注意喚起標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」などの表示や注意喚起標語ステッカーの記載台等への掲示等、競走場等ホームページやインターネット投票サイトでの相談窓口案内や支援センター作成リーフレットの相談窓口での配布等広く一般に注意喚起を従前から継続的に実施している。 ○支援センターは、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のため作成したリーフレット及び漫画を活用し、継続して施行者等へ提供し、HPにおいて公開している。 また、SNS等に広告を展開し、依存症の正しい情報の周知や相談窓口（サポートコール）へ繋がるよう促した。 ○啓発週間においては、施行者等のHP、競走場の場内モニターやアナウンスによる啓発週間の周知、公連協HP及びSNSのにて周知を実施、若年層への啓発を目的に大学生に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑制につながる知識の普及といった啓発活動（セミナー）を実施した。 また、公連協HPやSNS等を活用するとともに、大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑制につながる知識の普及といった啓発活動（ポスター、セミナー等）を実施した。	○年間を通じた普及啓発活動【令和4～6年度】 【モーターボート競走関係団体】 全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、ステッカー、場内ビジョン、場内放送、リーフレット等での注意喚起を実施 【支援センター】 ・作成している予防教育ツールを施行者等への提供へ及び、HPへ公開 ・SNSを活用した青少年に対する普及啓発活動を実施 ・教育機関において、依存症の正しい理解を目的として講義を実施 【令和4年度】計371名（聖心女子大学）、計230名（東北福祉大学） 【令和5年度】計130名（東北福祉大学）、計342名（聖心女子大学） 【令和6年度】計174名（大阪商業大学）、計314名（聖心女子大学） 【全施協】 ・舟券発売機の改修を実施し、以下の文言を表示（端末による文字制限により、②は可能な端末のみ） ①無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。 ②20歳未満の方は投票券の購入ができません。 (R4.3末 → R6.3末 → R7.3) 場・場外 0場 → 27場 → 108場 ○啓発週間における取組【令和4～6年度】 【モーターボート競走関係団体】 ・啓発週間の周知 ・ビジョン等での放映 ・啓発週間周知ポスターの競走場等での掲示や公式HP・各場・支援センターのHPへの掲載 【公営競技施行者連絡協議会】 ・啓発週間の周知 ・啓発週間周知ポスターの公連協HP等への掲載 ・セミナーの実施 【令和4年度】計112名（大阪商業大学）、計84名（東洋大学） 【令和5年度】計158名（大阪商業大学）、計64名（東北福祉大学） 【令和6年度】計87名（大阪商業大学） ・公連協HP、Xでの投稿 計53回【平成31年4月24日～令和7年3月3日】 ・各公営競技とも連携したポスターやチラシ等の作成【令和4～6年度】 【支援センター】 ・HP内に啓発週間の特設ページを開設 ・X、LINE、Instagramへ投稿

第2 モーターボート競走におけるアクセス制限等

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 本人・家族申告によるアクセス制限の強化及びICT技術の活用に向けた検討		
○モーターボート競走施行者は、警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限を実施。 ○全施協は、今後の技術の進展等も踏まえ、ICT技術（顔認証システム）の実用化に向けた調査を実施。	○競走場及び場外舟券発売場において、警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限を実施した。 ○競走場及び場外舟券発売場のアクセス制限制度の認知度を上げるため、HP・ポスター掲出などを実施した。 ○顔認証システムについては、これまでの取組を踏まえて引き続き実用化に向け検討	○アクセス制限の実施状況の推移（場・場外） （R4.3末 → R6.3末 → R7.3末） （本人申告） 56件 → 114件 → 149件 （家族申告） 0件 → 0件 → 0件 ○顔認証システムの実証実験 マスク着用時の顔認証精度は、90%以上を達成しているが、全国的に実施する上での運用方法、カメラ設置個所や経費等引き続き検討 ・ 尼崎競走場にて実証実験を開始（令和6年11月～）
2 競走場・場外舟券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化及びICT技術の活用に向けた検討		
○モーターボート競走施行者は、警備員の配置・巡回の実施による20歳未満の者の購入禁止を徹底。 ○全施協は、今後の技術の進展等も踏まえ、ICT技術（顔認証システム）の実用化に向けた調査を実施。	○競走場及び場外舟券売場において警備員の配置・巡回等の実施による20歳未満の者の購入禁止を着実に実施した。 ○顔認証システムについては、これまでの取組を踏まえて引き続き実用化に向け検討	○20歳未満の者の購入禁止の強化のため、啓発・開催告知ポスター、テレビコマーシャル、出走表、オフィシャルHP、インターネット投票を含む各種ウェブサイト、舟券発売機やマークカード記載台にステッカーの添付等により啓発活動を実施【令和4～6年度】 ○モーターボート競走保安協会と共催し、警備責任者連絡会議を5地区（計5回）において開催。同会議では、20歳未満と思われる者に対して、警備員等による声かけ等の徹底について周知を実施 【令和4年度】計43名、計5回（関東、東海、近畿、瀬戸内、九州） 【令和5年度】計46名、計5回（関東、東海、近畿、瀬戸内、九州） 【令和6年度】計44名、計5回（関東、東海、近畿、瀬戸内、九州） ○顔認証システムの実証実験 属性取得においては、実用可能な水準に達していないため、大幅な技術革新の可能性の模索を含め、継続的に追跡調査、必要に応じて追加の実験を引き続き検討 ・ 尼崎競走場にて実証実験を開始（令和6年11月～）

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 インターネット投票におけるアクセス制限の強化		
モーターボート競走関係団体は、インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法を導入。	○令和2年12月に導入した購入限度額設定システムを継続してオフィシャルHP、インターネット投票サイト等において周知している。 購入制限額設定システムの在り方や投票サイトの常時注意喚起表示については、課題の洗い出しを実施し、関係団体にて対策の検討を行った。 ○投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法を導入した。 ○試行的に、インターネット投票データの分析を実施した。	○アクセス制限の実施状況の推移（ネット投票） (R4.3末 → R6.3末 → R7.3末) (本人申告) 1,623件 → 4,301件 → 6,597件 (家族申告) 36件 → 81件 → 129件 ※令和6年より、制度の利用実態把握のため集計した口座数を記載したところ、令和4年3月末時点の件数についても同様とした。 ○購入限度額設定者数【令和2年12月16日開始】 (R4.3末 → R6.3末 → R7.3末) 179件 → 684件 → 1,130件 ○購入限度額の設定について、紙による申請からオンライン化へ変更するとともに、本人申告による利用停止の方法の一つとして、購入限度額の最低金額を0円に設定可能とする変更手続きの導入を令和7年度中に実施に向けて作業中 ○投票サイトにおける常時注意喚起の表示について、テキスト表示は令和6年3月に実施済み。マークー表示については令和6年6月に実施済み。 ○インターネット投票データの分析【令和6年度】 試行的に、ボートレースびわこにおいて、ギャンブル等依存症の効果的な予防や早期発見・早期介入につなげるためのインターネット投票データの分析を実施した。
4 競走場・場外舟券売場のATMの撤去		
モーターボート競走施行者は、場外舟券売場のATMについて、現行契約の更新は行わず、令和5年度までに全て撤去。	○令和5年5月までに全てのATMを撤去済み。	○令和元年度以降、競走場（14か所20台）及び場外舟券売場（11か所12台）のATMを撤去完了した。

第3 モーターボート競走における相談・治療につなげる取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援		
全施協は、以下の取組を推進。 ○ギャンブル依存症予防回復支援センター（支援センター）の周知や利便性の向上を実施。 ○他の公営競技と連携し、経済的支援を必要とする自助グループをはじめとする民間団体等が支援を受けられるよう周知を図るとともに、必要な支援内容等の見直しを実施。	【支援センター】 ○365日24時間無料相談コールセンターを引き続き運営し、相談者に対し必要に応じて、①民間回復支援施設や医療機関の紹介②カウンセリングの対応を実施している。 ①では、初診料等の支援に加え、令和4年度より再診料も併せて計3回までの支援を拡大した。②では、電話相談後の個別のカウンセリング事業として、希望者へ対面、電話、オンラインで実施した。対面でのカウンセリングは、全国10箇所にあるカウンセリングルームにて行った。また、ギャンブル等依存症については金銭問題の解決も必要であることから司法書士への相談についても、計3回まで支援を実施した。 ○支援センターが運用している相談窓口（サポートコール）の入電者に対し、相談前後における意識の変化等についてSMSを活用したアンケート調査を実施した。 【公営競技施行者連絡協議会】 ○公連協において、自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援として、補助事業の公募を実施	○支援実績 ・サポートコール利用者向けカウンセリング 【令和4年度】53件【令和5年度】52件【令和6年度】78件 ・サポートコール利用者に対する診察料・利用料等助成 【令和4年度】69件【令和5年度】107件【令和6年度】173件 ・法律家による相談の実施 【令和4年度】53件【令和5年度】57件【令和6年度】75件 ○カウンセリングルーム (R4.3末 → R6.3末 → R7.3末) 9箇所 → 10箇所 → 10箇所 ○SMSを活用した追跡調査 入電者に対して相談前後における意識の変化等について確認するため、カウンセリング後にアンケート調査を行い、依存症状態からの脱却プロセスについて実態調査を実施した。 【令和4年度】送信件数4,767件、返信数465件 【令和5年度】送信件数5,684件、返信数538件 【令和6年度】送信件数5,594件、返信数379件 ○ギャンブル等依存症関連問題支援事業の実施（令和3年度末に補助事業の募集を開始） 【令和4年度実績】採択0件 【令和5年度実績】採択2件 197万円 (内訳) ・一般社団法人ギャンブル等依存症対策研究会 100万円 ・特定非営利活動法人ジャパンマック 97万円 【令和6年度採択】3件 ○令和6年度の事業実施に向け公募（令和6年3月1日～同年5月31日） ○令和6年8月に公連協HPで支援実績を公表

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強化		
○全施協は、支援センター等の支援制度について、積極的に周知。 ○モーターボート競走施行者等は、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、各種依存症対策への活用を検討。	○競走場等におけるポスター、リーフレット、ウェブサイトやSNS等により、支援センターが運用している相談窓口（サポートコール）へ問い合わせるよう継続して周知している。 また、全施協は、競走場及び場外舟券発売場等に対し、相談に来られた方に支援センターを積極的に案内するよう周知。ウェブサイトへのセルフチェックツールのリンク掲載を周知している。 加えて、啓発週間においては、他の公営競技とも連携し、ボートレースオフィシャルHPトップページでの特設バナーの掲示による周知を実施した。 ○支援センターにおいては、相談体制の強化を目的とし、現在の医師に加え、ギャンブル等依存症と切っても切れない金銭問題の解決の糸口となるよう、令和3年度から継続して司法書士と連携している。 ○各地域の包括的な連携協力体制への参画については、施行者等は都道府県等からの連携会議への参加要請があった場合においては参画することとし、モーターボート競走に係る情報や課題を共有・周知依頼を実施することとしている。 【全国公営競技施行者連絡協議会】 ○公連協HPや公連協X等での掲載により、公営競技カウンセリングセンターの問合せ先等を周知している。	○相談受付件数 ・支援センター 【令和4年度】7,548件 【令和5年度】8,889件 【令和6年度】8,979件 ○ボートレース関係者による支援センター周知方法【令和4～6年度】 ・競走場、場外舟券売場におけるポスターやリーフレットの設置 ・ウェブサイトやSNSによる周知 ・競走場、場外舟券売場への相談者に対する周知 ○連携協力体制への参画【令和4～6年度】 モーターボート競走施行者は都道府県等が開催する会議に参画し、都道府県計画策定に向けた情報や課題を継続して共有
3 セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入		
全施協は、セルフチェックツールの周知を行うほか、効果検証を行い、必要に応じて改善。	各主催者等のHPや啓発週間のセミナー等でセルフチェックツールの周知を実施	セルフチェックツールの閲覧数及び回答数 (R4.3末 → R6.3末 → R7.3末) 閲覧数：251,741件 → 768,644件 → 1,058,107件 回答数：84,477件 → 251,944件 → 350,693件 全回答者数のうち令和7年3月末時点の結果で38.6%が、10～20代の者

第4 モーターボート競走における依存症対策の体制整備

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化		
全施協は、全競走場及び場外舟券売場において統一の対応ができるよう、管理者、従業員に向けた階層別研修を実施するとともに、依存症対策実施体制を強化。	ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき、支援センターと連携し、階層別研修を実施した。管理者には、ギャンブル等依存症に対する理解を深めるための研修、従事員には、事例を踏まえ対応力や判断力を養う研修とした。また、常時研修資料の提供などを行っている。	競走場及び場外舟券売場の管理者に向け「ギャンブル等依存症対策責任者会議」を担当者向けに「地区別ギャンブル依存症対策担当者研修会」を実施した。実施状況は以下のとおり。 【令和4年度】計228名、計6回（対面・リモート併用：東京、九州 対面：関東、東海、近畿、瀬戸内） 【令和5年度】計233名、計5回（対面・リモート併用：東京 対面：東京、大阪、福岡 リモート：全国） 【令和6年度】計235名、計5回（対面、リモート併用：東京 対面：東京、大阪、福岡 リモート：全国）
2 ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化		
モーターボート競走関係団体は、ギャンブル等依存症対策を規程に基づき着実に実施するとともに、規程の内容について検証を行い、必要に応じて改善。	「ギャンブル等依存症対策実施規程」に基づきギャンブル等依存症対策統括管理者を設置した。また、競走場及び場外舟券売場の責任者を設置し、体制整備を行った。	ギャンブル等依存症対策実施規程に基づき、第4回ボートレース会議（令和4年6月20日開催）にて統括管理者を選任した。ギャンブル等依存症対策統括管理者として、各施行者に対して競走場及び場外舟券売場の責任者設置依頼、階層別研修会、啓発週間取組の周知を行った【令和4～6年度】

I-4 ぱちんこにおける取組【警察庁】
第1 ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制		
ぱちんこ業界は、令和元年度に策定した全国的な指針に基づき取組を推進するとともに、毎年度、その取組状況の調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ標語や掲載方法の見直し等を検討。	○全国的な指針に沿った広告・宣伝を推進 ○毎年度、「依存対策実施状況調査」を実施し、全国的な指針に沿った広告・宣伝の実施状況を確認するとともに、その結果に基づいて必要な取組を推進	○全日本遊技事業協同組合連合会（以下「全日遊連」という。）の「依存対策実施状況調査」によると、組合員店舗における注意喚起標語の使用率は、 ・「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」 - 令和4年9月～令和4年12月 約97.1% - 令和5年9月～令和5年12月 約94.3% - 令和6年9月～令和6年12月 約97.1% （上記については、調査期間内の使用率） ・「パチンコ・パチスロは18歳になってから。」 - 令和4年9月～令和4年12月 約86.7% - 令和5年9月～令和5年12月 約74.6% - 令和6年9月～令和6年12月 約88% （上記については、調査期間内の使用率） ○全日遊連は、注意喚起標語のより一層の定着を図るため、「依存対策実施状況調査」を行うとともに、当該結果に基づき、都道府県組合を通じて、注意喚起標語を未使用の組合員店舗に対する指導を実施

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 普及啓発の推進		
ぱちんこ業界は、啓発週間やSNS等を効果的に活用し、以下の取組を推進。 ○年間を通じ、青少年を含め、広く一般人に依存問題に関する普及啓発活動を推進。 ○遊技者の家族に対し、早期に相談支援につながるよう普及啓発活動を推進。 ○WEBを中心としたフォーラム、講演会等を開催。 ○健全な遊技の在り方に関する情報発信に向けた検討を開始。	○年間を通じ、遊技客に対する啓発資料の配付、ぱちんこ営業所におけるポスターの掲示、パチンコ・パチスロ依存問題フォーラム実行委員会公式X（以下「公式X」という。）における告知等により、広く一般人に対する普及啓発活動を推進 ○ウェブサイトにてフォーラム動画を公開し、遊技者の家族が早期に相談支援につながるよう普及啓発活動を推進 ○健全な遊技の在り方に関する情報発信を実施	○啓発週間の周知【令和4～6年度】 ・全日遊連は、内閣官房作成の啓発週間ポスター及びパチンコ・パチスロ産業21世紀会（以下「21世紀会」という。）作成の啓発週間の告知チラシを業界機関誌等に同封し、関係機関に送付する（※毎年度チラシ：10,000枚）とともに、これらのデータを組合員店舗にデータ配信し、ぱちんこ営業所内外のデジタルサイネージに掲載するよう要請 ・公式Xにおいて啓発活動を推進（R4.3末 → R6.3末 → R7.3末） インプレッション回数 219,048回 → 402,785回 → 502,601回（累計） ○21世紀会は、「パチンコ・パチスロ依存問題特設サイト」上にフォーラム動画「安心娯楽のススメ～問題を起きにくくする遊技との付き合い方」を公開するとともに、大学生、新社会人等を対象とする同動画のショート版を4本制作して公式Xに投稿 ○視聴回数 ①WEBフォーラム動画「パチンコ依存って何?」 令和3年5月～令和4年3月末 約2,730回 ②RSN紹介動画「ご存じですか?リカバリーサポート・ネットワーク」 令和3年5月～令和4年3月末 約420回 ③WEBフォーラム動画「安心娯楽のススメ」 令和4年5月～令和5年3月末 約900回 ④ピックアップ動画（ショート動画）4本 令和4年5月～令和5年3月末 約7,500回 ⑤フル動画（上記①、②、③） 令和5年5月～令和6年3月末 約4,400回 令和6年4月～令和7年3月末 約6,500回 ⑥ショート動画（上記④、その他のコンテンツ） 令和5年5月～令和6年3月末 約64,000回 令和6年4月～令和7年3月末 約6,800回 ○21世紀会は、「パチンコ・パチスロ依存問題特設サイト」上に、「健全遊技がもたらす安心の余暇」と題する有識者のインタビューを公開【令和5～6年度】 ○21世紀会は、脳科学分野の専門家の監修を受け、「パチンコ・パチスロスマートPLAYスタイルのススメ」と題する健全な遊び方の実践の啓発や自己申告・家族申告プログラムの利用促進に係る広報チラシを制作し、ホームページからダウンロードできるようにするとともに、ぱちんこ営業所への備付けなどによる周知を実施【令和5～6年度】 ○21世紀会は、「新成人・新社会人のひとたちへ パチンコ・パチスロを安全に遊ぶための約束事」「御家族・友人のパチンコ・パチスロへののめり込み(依存)でお困りの方々へ」と題したリーフレットを制作し、ホームページからダウンロードできるようにするとともに、公式Xで周知を実施【令和6年度】

第2 ぱちんこにおけるアクセス制限

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化		
ぱちんこ業界は、以下の取組を推進。 ○自己申告・家族申告プログラムの利用促進に向けた広報の取組を強化。 ○チェーン店など複数店舗への申告に関する負担軽減を促進。 ○申告対象者の把握を容易にするための個人認証システム等を検討。	○自己申告・家族申告プログラムの利用促進のための広報チラシを作成し、広報の取組を強化 ○自己申告・家族申告プログラムに関する新たな共通標語デザインを策定し、プログラムを周知 ○自己申告・家族申告プログラムに係る申告者の利便性向上及び負担軽減のための運用を開始	○自己申告・家族申告プログラムの導入・利用状況 ・導入状況（導入店舗/全店舗数【割合】） 令和4年3月末 5,272/8,325【約63%】 令和6年3月末 6,044/6,717【約88%】 令和7年3月末 6,149/6,549【約94%】 ・利用状況（令和7年3月末） （自己申告）延べ1,896人（1,038店舗） （家族申告）延べ 913人（ 512店舗） ○21世紀会は、脳科学分野の専門家の監修を受け、「パチンコ・パチスロスマートPLAYスタイルのススメ」と題する健全な遊び方の実践の啓発や自己申告・家族申告プログラムの利用促進に係る広報チラシを制作し、ホームページからダウンロードできるようにするとともに、ぱちんこ営業所への備付けなどによる周知を実施（再掲）【令和5～6年度】 自己申告・家族申告プログラムに関する共通標語「遊び方を決めて楽しくパチンコ・パチスロを！自己申告・家族申告プログラムが＜あなた＞と＜あなたの大切な方＞をサポートします。」を記載したチラシを店舗に配布するなどして広報を実施【令和5～6年度】 ○一般社団法人日本遊技関連事業協会（以下「日遊協」という。）は、申告者の利便性向上及び負担軽減のため、「自己申告プログラムおよび家族申告プログラム導入マニュアル」に、複数店舗（チェーン店）への一括申告を可能とする内容を盛り込み、申告者の利便性向上及び負担軽減を促進【令和6年5月13日から開始】 ○日遊協は、自己申告・家族申告プログラムの実効性の確保が期待できる最新設備の導入状況と課題について関係事業者へのヒアリングを実施【令和4～6年度】
2 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施		
ぱちんこ業界は、令和元年度に策定した実施規程に基づき、身分証明書による年齢確認を確実に行うとともに、毎年度、調査を行い、実施状況を把握。	○ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づき、18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を徹底 ○令和元年度から毎年度、「依存対策実施状況調査」を実施し、実施規程に基づく年齢確認の実施状況を確認	全日遊連の「依存対策実施状況調査」によると、組合員店舗における身分証明書による年齢確認の実施率は100%

第3 ぱちんこにおける施設内の取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 ぱちんこ営業所のATM等の撤去等		
ぱちんこ業界は、ぱちんこ営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの設置状況の実態把握を行いつつ、順次撤去等を推進。	ぱちんこ営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの撤去等を推進	○設置数 ATM：約1,100台（平成30年12月末現在） デビットカードシステム：791店舗（令和2年3月末現在） であったが、ATM又はデビットカードシステムの設置会社によると、減少率は以下のとおり。 ・ATM (R4.3末 → R6.3末 → R7.3末) 減少状況 約25% → 約33% → 約34% ・デビットカードシステム (R4.3末 → R6.3末 → R7.3末) 減少状況 約24% → 約34% → 約38% ○ATM設置会社は、令和2年4月から導入した、遊技客本人の申告に基づいて同社が設置する全てのATMの利用停止措置を行う「自己申告制度」（令和2年4月導入）について、リーフレットを活用した周知を実施【令和4～6年度】
2 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に認識できる遊技機の開発・導入		
ぱちんこ業界は、以下の取組を推進。 ○出玉規制が強化され射幸性が抑制された新基準に適合した遊技機を用いて、風営適正化法の下、適正営業を推進。 ○出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入に向けて検討。	○令和4年春までにぱちんこ営業所に設置する全ての遊技機を新基準に適合したものに入れ替え、同遊技機を用いて適正営業を推進 ○遊技機規則の改正により規格に追加された出玉情報等を容易に確認できる遊技機を開発し、市場への導入を推進	遊技機製造業者は、令和4年11月から、出玉情報等を容易に確認できる回胴式遊技機を市場に導入。また、令和5年4月から、同様の性能を有するぱちんこ遊技機を市場に導入。なお、令和7年3月末時点での導入状況は、スマートパチンコ約12.1%、スマートスロット約49.3%となっている。

第4 ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援		
ぱちんこ業界は、依存問題に取り組む民間団体等に対する助成を行うとともに、毎年度、実績報告書を作成・公表。	パチンコ・パチスロ依存問題の予防及び解決に取り組む民間団体等に対する支援等を目的として一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構（以下「社会貢献機構」という。）が同民間団体等に対する助成を行うとともに、実績報告書を作成・公表	○社会貢献機構による助成実績 【令和4年度】 8件 1,110万円 【令和5年度】 6件 1,100万円 【令和6年度】 7件 1,080万円 （令和6年度の内訳） ・特定非営利活動法人三重ダルク 200万円 ・一般社団法人リカバリーライフ 160万円 ・特定非営利活動法人ちゅーりっぷ会 長崎ダルク 150万円 ・一般社団法人むら ワーカーズホーム 160万円 ・認定特定非営利活動法人ワンデーポート 150万円 ・一般社団法人日本自立準備ホーム協議会 120万円 ・一般社団法人神戸ダルクヴィレッジ 140万円 ○都道府県遊技業組合、各支部組合及び組合員店舗が行った依存問題の予防及び解決に取り組む民間団体等への寄付 【令和4年】 49件 約2,000万円 【令和5年】 41件 約2,800万円 【令和6年】 45件 約2,900万円 ○社会貢献機構は、毎年度、社会貢献活動年間報告書を作成し、同機構ウェブサイト等で公表【令和4～6年度】
2 ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介		
ぱちんこ業界は、都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を業界紙、業界団体のウェブサイト等に掲載することでより周知を強化。	依存症専門医療機関等の情報をリーフレットに掲載してぱちんこ営業所に配付したり、業界関係団体のウェブサイトに掲載したりすることにより、依存症対策の普及啓発活動を推進	○21世紀会は、依存症対策全国センターのウェブサイトに係るQRコードを掲載した「安心パチンコ・パチスロリーフレット」をぱちんこ営業所に配付し、遊技客からの相談対応等に活用【令和4～6年度】 ○公式Xで「安心パチンコ・パチスロリーフレット」の紹介に関する内容を投稿【令和5～6年度】 （R6.3末 → R7.3末） 閲覧回数（累計） 約2,400回→約4,300回 ○21世紀会は、同会ウェブサイト保健所、精神保健福祉センター及び依存症対策全国センターの紹介ページへのリンクを掲載【令和4～6年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談体制の強化及び機能拡充のための支援		
ぱちんこ業界は、RSNに対し支援金を拠出するなど、相談状況に応じた体制の構築への支援を実施するとともに、RSNの研修制度の活用を促進し、依存問題に精通した人材を育成するなどの機能の充実を図る。	○RSNに対して支援金を拠出するなど、相談体制の構築のための支援を実施 ○RSNの研修制度やeラーニングを活用し、依存問題に精通した人材の育成を推進	○21世紀会によるRSNへの支援金 【令和4年度(令和4年7月～5年6月)】5,400万円 【令和5年度(令和5年7月～6年6月)】5,400万円 【令和6年度(令和5年7月～6年6月)】6,000万円 ○RSNの相談体制・機能 ・相談件数 【令和4年中】 2,937件 【令和5年中】 3,216件 【令和6年中】 3,550件 【令和7年1月～3月末】 951件 ・相談体制(令和7年3月末時点) 常勤6名 非常勤3名 ・業務概要 平日の午前10時から午後10時(受付最終午後9時30分)まで電話相談を実施(相談料無料) 相談は匿名で受理 相談回数・1回の相談時間に制限なし 相談をデータベースとして蓄積(相談内容を過去のデータベースと照合し、当該相談が初回か複数回かを判別) ○RSNにおいて業界向け企業研修制度を立ち上げ業界関係者を研修員として受入れ(研修終了者:4名(令和7年3月末現在)) ○RSNは、ぱちんこ営業所従業員向けに作成した、パチンコ・パチスロ依存問題に関する知識を学ぶためのeラーニング「パチンコ・パチスロ依存問題基礎講座」に、令和4年12月、ぱちんこ経営者及び店長向けのコンテンツを追加するとともに、新たなコンテンツの追加を検討 (R4.3末 → R6.3末 → R7.3末) ・登録法人数 89社 → 95社 → 206社 ・登録アカウント 1,335 → 1,449 → 1,683 ・閲覧数 349,162 → 440,791 → 505,023 ○RSNは、令和6年8月31日より、eラーニングを更新し、LV.1講座のリニューアル及びLV.3に「パチンコ依存問題予防・啓発リーフレット解説」講座、LV.3+に「SDGs・CSRの視点から考える依存問題対策」講座を開設

第5 ぱちんこにおける依存症対策の体制整備

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化		
ぱちんこ業界は、登録アドバイザー制度の充実を図るとともに、アドバイザー講習会における遊技者の家族支援に係る内容の充実、更新講習の実施について検討。	「安心パチンコ・パチスロアドバイザーに関する規程」を策定し、アドバイザー講習会新規受講者に対して依存問題に資する情報（メールマガジン）の登録を必須とするなど、登録アドバイザー制度の更なる充実を図った。	○「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の概要 遊技客に安心して楽しく遊んでもらう手助けをしながら、遊技客や家族から依存について相談を受けた場合にRSN 等を紹介 ○講習会受講者数（累計） （R4.3末 → R6.3末 → R7.3末） 19,378名 →45,436名 →47,278名 ○全日遊連の「依存対策実施状況調査」によると、組合員店舗におけるアドバイザーの在籍率は約96.8%、3人以上の在籍率約66.8%。また、アドバイザーが在籍しているホールのうち、告知ボスターの掲示率は約98.3%、遊技客から遊び方やのめり込みの相談を受けた店舗は約20.7%（令和6年12月末現在） ○「登録アドバイザー制度」の概要 ・アドバイザー講習会受講修了者に現場での運用に役立つ知見を共有するため、依存問題に資する情報（メールマガジン）を月に1回、メール送信 ・令和4年2月からメールマガジンをアドバイザーの追加講習（更新講習に代わるもの）と位置付け、同年6月からアドバイザー講習会新規受講者に登録を義務化。登録アドバイザーがいない店舗に対しては、全日遊連で必要な手続きを行い、全店舗に登録アドバイザーを配置。登録者数は14,573人（令和7年3月末現在） ○遊技客の家族支援に係る内容を盛り込んだ新たなアドバイザー講習教材の内容を令和6年7月に改訂し、遊技客の家族からの相談対応の項目を新設した。 ○全日遊連では、アドバイザー講習教材が改訂されたことを契機に、最新の状況を確認するため過去受講者の再受講を奨励

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進		
ぱちんこ業界は、策定した要綱等に基づく依存対策を徹底するとともに、実施状況についての報告書を作成・公表。	「パチンコ依存問題対策基本要綱」等に基づき、各種依存対策を徹底するとともに、その実施状況について報告書を作成・公表。	21世紀会は、要綱等に基づき、パチンコ・パチスロ依存問題対策実施状況報告書を作成し、同会ウェブサイトで公表 【主な内容】 ・依存防止を啓発する広告・宣伝を推進するための全国的な指針の策定 ・リハビリサポート・ネットワークの相談体制の強化及び機能拡充のための支援 ・自己申告・家族申告プログラムの普及と改善 ・依存問題の予防と解決に取り組む民間団体等に対する経済的支援の実施
3 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の活用		
ぱちんこ業界は、毎年度「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」の評価・提言を依存防止対策に積極的に活用。	パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議の評価・提言を受け、依存防止対策の充実に資する取組を実施	○「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」の構成員 ・ 総山 哲（弁護士、総山法律事務所）（座長） ・ 稲富 仁（医学博士、糸満晴明病院理事長・院長） ・ 柏木 勇一（産業カウンセラー、元読売新聞社編集局次長） ・ 坂元 章（社会学博士、お茶の水女子大学理事・副学長） ・ 長崎 俊樹（弁護士、岡村総合法律事務所） ○有識者会議の開催状況【令和4～6年度】 毎年度4回実施 ○令和5年度の評価・提言を受けた取組 ・ 21世紀会は、依存問題に資する情報（メールマガジン）を安心パチンコ・パチスロードバイザーの追加講習と位置付け、アドバイザー講習会新規受講者に登録を義務化。令和5年度以降は、新規受講者を自動登録することで、漏れなく登録を実施。 ・ 21世紀会は、アドバイザー講習受講者に対するアンケート方式による満足度調査を実施中 ・ 全日遊連は、アドバイザーが配置されている全店舗に登録アドバイザーが配置されるよう組合員店舗に対して要請し、配置を完了 ・ 全日遊連は、18歳未満立入禁止に係る4種広告物のより一層の定着を図るため、「依存対策実施状況調査」に基づき、都道府県組合を通じて、広告物を未使用の組合員店舗に対する指導を実施

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
4 第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入検査		
遊技産業健全化推進機構は、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検を計画的に継続するとともに、必要に応じて調査項目や公表内容の充実について検討。	令和2年1月から令和6年9月末までの間に、全国全てのぱちんこ営業所に対して依存防止対策の立入検査を実施。令和6年10月から2巡目の検査を開始	○遊技産業健全化推進機構は、令和2年1月から令和6年9月末までの間に、全国全てのぱちんこ営業所を対象に点検を実施。令和6年10月以降、2巡目の立入検査を開始しており、令和6年4月1日から令和7年3月末時点で1,036店舗を実施 ○店舗立入時、未掲示のポスター等の配布、「自己申告・家族申告プログラム」の未導入店舗に対しては、導入を促すよう指導。また、導入店舗に対しても取組に関するアドバイスを実施 「自己申告・家族申告プログラム」未導入店舗への指導実施（導入促進） 【令和4年度】自己申告502店舗 家族申告575店舗 【令和5年度】自己申告368店舗 家族申告393店舗 【令和6年度】自己申告178店舗 家族申告198店舗 ○令和6年10月から実施している2巡目の依存防止対策の立入検査については、1巡目の結果との比較を行いながら実施。改悪された場合等、店舗立会者へのヒアリングを行い、改善に向けてのフォローアップを行っている。 ○月毎・四半期毎・年度毎に調査報告書を作成 ・都道府県毎に立入結果をまとめ、行政、業界団体、「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」へ提供し、現状分析及び内容改善の資料として提供 ・2巡目の検査より調査報告書とともに「1巡目検査との比較報告書」を月毎に作成し提供。「自己申告・家族申告プログラム」未導入店舗については、その後の導入経過をその都度確認し、比較報告書に盛り込んでいる。 ○検査店舗の詳細報告を各警察本部担当部署へ提供 検査終了後、店舗毎の詳細な報告書を当該警察本部担当部署へ提供

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
5 ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善		
都道府県公安委員会による報告・立入り、遊技産業健全化推進機構による点検を通じて、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、改善を促進。	報告・立入り及び点検を通じて、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、改善を促進	○警察庁は、令和4年5月、都道府県警察に対して、全国のぱちんこ営業所への風営適正化法に基づく立入りを実施し、旧基準の遊技機の撤去状況に加え、依存防止対策の取組状況を確認するよう指示。令和4年中に全ての営業所への立入りを実施し、依存防止対策の改善を促進 ○遊技産業健全化推進機構は、令和2年1月から令和6年9月末までの間に、全国全てのぱちんこ営業所の点検を実施。令和6年10月以降、2巡目の立入検査を開始しており、令和6年4月1日から令和7年3月末時点で1,036店舗を実施（再掲）
6 地域連携の強化		
ぱちんこ業界は、ギャンブル等依存症に関する相談拠点等との連携の強化を図るため、都府県方面遊技業組合において、相談窓口が一覧できる広報物を作成するなどの取組を推進。	各地域におけるギャンブル等依存症対策に係る各種協議会等に参画するとともに、各地域における相談窓口が一覧できる広告物を作成するなどし、ギャンブル等依存症に関する相談拠点等との連携を強化	○各都道府県遊技業組合が実施した主な地域連携活動【令和4～6年度】 ・都道府県等のギャンブル等依存症対策に係る連携会議等への参画 ・組合主催に係るセミナー等の開催、都道府県等主催のセミナー等の開催又は参加 ・都道府県等による依存問題に関するヒアリング・アンケート等への協力 ・精神保健福祉センター等における業界作成広報物の備置き・手交 ・都道府県等作成の依存問題啓発ポスター等の広報協力 ・保健所や精神保健福祉センターの連絡先等に係る広報物の作成 ・地域の依存問題回復支援施設への寄付・助成 ○全日遊連は、都道府県組合を通じて、地域の相談窓口が一覧できる広告物を作成するよう組合員店舗に対して指導【令和4～6年度】

Ⅱ 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発の検討及び実施【内閣官房】		
内閣官房は、関係省庁と連携して、ギャンブル等依存症問題等の普及啓発の効果的な方法等についての検討を、有識者等の意見を聴きつつ令和4年度中に実施した上、当該検討結果に基づいた効果的な普及啓発を実施。	○内閣官房において、ギャンブル等依存症問題等の普及啓発の効果的な方法等について、令和4年8月から10月にかけて7名の有識者にヒアリングを行い、その結果に基づいた普及啓発に取り組んでいる。	○ギャンブル等依存症問題等の普及啓発の効果的な方法等について有識者にヒアリングを実施【令和4年度】 （主な意見） ・体験談掲載ページの利便性の向上 ・啓発用ポスターについて、啓発週間用に加え通年用も作成 ・視覚に訴える広報やSNS等を活用した広報の検討 ○ギャンブル等依存症問題啓発週間において、以下の取組を実施 【令和4年度】啓発用ポスター（啓発週間用）、インターネット広告、キャッチフレーズ及び体験談の募集 【令和5年度】啓発用ポスター（啓発週間用、<u>通年用、自治体用</u>）、SNS動画による広報、体験談動画、ウェブサイトにおける体験談検索機能の充実 【令和6年度】啓発用ポスター（啓発週間用、<u>通年用、自治体用、名刺サイズ</u>）、SNS動画広告による広報、体験談動画、交通広告 ※下線部は上記ヒアリングでの意見を踏まえて実施したもの

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 依存症の理解を深めるための普及啓発【厚生労働省・総務省】		
厚生労働省は、以下の取組を推進。 ○依存症の正しい知識の理解促進や相談窓口の周知のための積極的な普及啓発の取組の実施。 ○都道府県等が普及啓発に取り組むことを技術的及び財政的に支援。 ○心のサポーターの養成等を通じた、ギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する普及啓発の取組の実施。	○依存症の理解を深めるためのシンポジウム、普及啓発イベント及びウェブサイト等による情報発信を通じて、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口等の普及啓発を実施した。特に若い世代に対して、関心を持ってもらえるよう、SNS等を活用した周知や、普及啓発イベントの出演者に著名人を起用するなど工夫を行った。また、依存症の理解を深めるため、リーフレットを作成し、イベント会場で配布するとともに、ウェブサイトにも掲載した。 ○都道府県等が、依存症対策地域支援事業等を活用し、普及啓発に取り組むことができるよう支援している。 ○依存症を含む精神疾患についての正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者である「心のサポーター」の養成を実施した。 特設サイトも運営し、「心のサポーター」についての情報を発信し、周知を図っている。	【厚生労働省】 ○依存症の理解を深めるためにシンポジウム、普及啓発イベント等を実施 ・依存症シンポジウム（令和４年度：２回、令和５年度：２回、令和６年度：２回）※オンライン配信 ・依存症関係イベント（令和４年度：２回、令和５年度：２回、令和６年度：２回）※対面 ・トーク＆音楽ライブイベント（令和４年度：１回、令和５年度：１回、令和６年度：１回）※対面 ○依存症に関するウェブサイトに啓発動画や漫画を掲載【令和４～６年度】 ○特に若い世代に対しては以下のような工夫を行った。 ・X「依存症なび」での周知啓発 ・依存症啓発サポーターに著名人を起用 佐田正樹氏（バッドボーイズ）【令和４年度】、福田充徳氏（チュートリアル）【令和５年度】、山崎ケイ氏・山添寛氏（相席スタート）【令和６年度】 ○依存症者回復支援に関する啓発のためのアウェアネスシンボルを作成し、各種啓発活動に活用するとともに、依存症普及啓発リーフレット等を作成し、イベント会場で配布するとともに、ウェブサイトにも掲載【令和４～６年度】 ○依存症対策地域支援事業により、都道府県等における、依存症に対する正しい知識・理解を広めるためのイベントの開催や広報資材の活用等の普及啓発の取組を支援している。【令和４～６年度】 ・依存症対策地域支援事業の実施状況 令和４年度：73自治体、令和５年度：76自治体、令和６年度：76自治体 ○心のサポーター養成事業 心のサポーター養成数（累計）：22,385人【令和３～６年度】 【総務省】 ○依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和４～６年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供【消費者庁】		
消費者庁は、ギャンブル等に関する消費行動及び注意喚起・普及啓発施策の認知度の実態調査の結果を活用し、消費者に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発の取組を効果的に実施。	消費者庁ウェブサイトにて設けたギャンブル等依存症問題特設ページ等に掲載する内容の更新を適時行った。更に、消費者庁公式X等により、上記特設ページの閲覧を促進した。	○消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新【令和4～6年度】 ○消費者庁公式Xによる特設ページの周知【令和4～6年度】 ○消費者教育ポータルサイトの更新【令和5～6年度】
4 地域における普及啓発の支援【消費者庁】		
消費者庁は、地方公共団体に対する啓発用資料の提供や地方公共団体による普及啓発の取組事例の紹介を通じ、地域におけるギャンブル等依存症に関する普及啓発の支援を促進。	消費者庁ウェブサイトにて設けたギャンブル等依存症問題特設ページにおいて、地方公共団体向けに啓発用資料のサンプルを掲載しているほか、地方公共団体による普及啓発の取組事例を紹介している。	○地方公共団体における啓発用資料のサンプルを掲載【令和4～6年度】 ○地方公共団体における取組状況を掲載【令和4～6年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
5 青少年等に対する普及啓発の推進【消費者庁・文部科学省】		
○消費者庁は、地方公共団体、消費者団体等に対して、啓発週間などの機会を捉えて青少年向けの啓発資料を周知すること等により、青少年等に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発を実施。 ○文部科学省は、消費者庁と連携し、国公立大学や専門学校等に対して、ギャンブル等依存症に関する啓発資料について周知するなど、普及啓発を実施。	○消費者庁は、関係省庁とも連携して、各種の相談窓口等を紹介する御本人・御家族向け啓発資料を作成するとともに、地方公共団体等に対して、ギャンブル等依存症問題啓発週間を中心に広く普及啓発を行った。 ○文部科学省は、国公立大学や専門学校等に対して、啓発週間を中心に啓発資料について事務連絡で周知し、活用を促した。	【消費者庁】 ○ギャンブル等依存症問題啓発週間を迎えるに当たって啓発資料を作成するとともに、地方公共団体や大学附属病院、国立病院機構等に啓発資料を提供し、施設内での掲示、窓口での配布等により啓発活動に活用するよう、協力を依頼【令和4～6年度】 ○ギャンブル等依存症問題啓発週間を迎えるに当たり、文部科学省に啓発資料を提供し、国公立大学や専門学校等に当該資料を周知するよう、協力を依頼【令和4～6年度】 ○「消費者月間シンポジウム」において啓発資料を掲示【令和5～6年度】 【文部科学省】 ○ギャンブル等依存症に関する啓発資料の活用等について国公立大学や専門学校等に依頼を行った。【令和4～6年度】
6 学校教育における指導の充実【文部科学省】		
文部科学省は、新たに精神疾患を取り上げることとした新高等学校学習指導要領の令和4年度からの実施にあたって、精神疾患の一つとしてギャンブル等も含めた依存症を取り上げることとした新高等学校学習指導要領解説に基づき、学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した「教師用指導参考資料」「高校生向け啓発資料」の積極的・効果的な活用を促すため、協議会等で周知を実施。	○全国の学校体育担当指導主事等に対し、学習指導要領について協議会等で周知した。 ○平成30年度に作成した『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』（「教師用指導参考資料」という）を文部科学省ウェブサイトに掲載し、教育委員会等を通じて学校に周知した。 ○令和元年度に作成した『「行動嗜癖」を知っていますか？ギャンブル等へのめり込まないために』（「高校生向け啓発資料」という）を文部科学省ウェブサイトに掲載し、教育委員会等を通じて学校に周知した。 ○毎年度、上記「教師用指導参考資料」「高校生向け啓発資料」について、全国の学校保健担当指導主事等に対し、当該資料を積極的に活用するよう、協議会で周知した。	○全国の学校体育担当指導主事等に対し、学習指導要領について協議会等で周知【令和4～6年度】（令和6年度：令和6年7月2日、令和6年11月22日） ○全国の学校保健担当指導主事等に対し、教師用指導参考資料及び高校生向け啓発資料について健康教育・食育行政担当者連絡協議会や学校保健全国連絡協議会で周知【令和4～6年度】（令和6年度：令和6年5月16日、令和7年2月13日）

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
7 各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進【文部科学省】		
文部科学省は、以下の取組を推進。 ○全国各地域で、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を実施。 ○毎年事例集等を作成のうえ、ホームページに掲載することで周知し、地域における社会教育施設等を活用した啓発講座の取組を促進。	○保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」について、オンラインも活用しつつ実施した。 ○「依存症予防教室」の成果を踏まえた事例集を作成し、ウェブサイトで公表した。 ○啓発用資料について、公民館等における啓発講座の開催等、社会教育施設等の活用についても周知した。	○「依存症予防教室」の実施状況 【令和4年度】2団体で実施 【令和5年度】1団体で実施 【令和6年度】2団体で実施 ○毎年「依存症予防教室」の事業の成果を取組事例集としてまとめウェブサイトで公開した。【令和4～6年度】 ○ギャンブル等依存症に関する啓発用資料の活用等について社会教育施設に依頼を行った。【令和4～6年度】
8 金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発【金融庁】		
金融庁は、改訂した金融経済教育関係のガイドブック、コアコンテンツや動画コンテンツ等を利用し、ギャンブル等依存症と関係の深い多重債務問題をその内容に含む金融経済教育を実施。	○金融経済教育関係のガイドブック等を活用した金融経済教育を実施し、金融リテラシーの向上に努めた。 ○過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起動画「新成人向けうんこクイズ」を公開し、新成人向けの金融リテラシー向上に努めた。 ○改正金融サービス提供法に基づき、新たな認可法人となる「金融経済教育推進機構」を設立した（令和6年4月）。 ○多重債務問題をその内容に含む金融経済教育の講義資料を作成・公開の上、学校や企業等への講師派遣事業（出張授業）を行うことで、青少年を含め幅広い世代に対する金融経済教育の機会提供を進めた。	○「新成人向けうんこクイズ」を金融庁公式YouTubeチャンネルで公開【令和4年度】 ○金融経済教育推進機構の設立【令和6年度】 認定アドバイザーによる個別相談事業や講師派遣事業（出張授業）の取組を通じて、幅広い世代に対して金融経済教育を提供 ○金融経済教育関係のガイドブック等を活用した講師派遣【令和4～6年度（9月末まで）】 ※10月以降は金融経済教育推進機構において講師派遣事業（出張授業）を実施 講師派遣件数（令和4年度→令和5年度→令和6年度（9月末）） 65件 → 62件 → 16件 ○金融経済教育推進機構における講義資料の公開と講師派遣事業（出張授業）の実施【令和6年度（10月以降）】 講師派遣事業（出張授業）件数：2,302件（令和7年3月末時点）

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
9 職場における普及啓発【厚生労働省・総務省】		
厚生労働省は、職場における啓発のため、以下の取組を推進。 ○産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレットを周知。加えて、健康保険組合等に対して依存症のリーフレット等を周知し職場への啓発を実施。 ○医療機関、精神保健福祉センター等が参画する包括的な連携協力体制に産業保健総合支援センターが参画し、多機関連携による普及啓発を実施できるよう支援。 ○産業保健総合支援センター等の関係職員を研修対象に追加した依存症支援者研修を実施。	○令和元年度から、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知を行っている。 ○関係機関間の連携体制を構築するため、都道府県・政令指定都市に対し、「ギャンブル等依存症対策連携会議」の開催・設置について依頼した。 ○都道府県等が、依存症対策地域支援事業を活用し、産業保健総合センターや健康保険関係団体等の関係職員を対象とした研修を実施できるよう支援している。	【厚生労働省】 ○令和元年度から、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知を行った。【令和4～6年度】 労働局や産業保健総合支援センターにおいて、事業場における産業保健スタッフ等からギャンブル等依存症についての相談が寄せられた場合には、リーフレット等を活用して相談窓口を紹介する等、適切な対応を行った。【令和4～6年度】 ○連絡会議の設置・開催について、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和4年10月26日付、障精発1026第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）において都道府県知事及び指定都市市長宛てに依頼している。【令和4年度】 ＜ギャンブル等依存症対策連携会議の設置状況＞ 令和4年3月末時点 39自治体 令和7年3月末時点 58自治体 ＜依存症対策地域支援事業の実施状況＞【令和4～6年度】 令和4年度：73自治体、令和5年度：76自治体、令和6年度：76自治体 【総務省】 ○依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和4～6年度】

Ⅲ 依存症対策の基盤整備・様々な支援：基本法第16～21条関係

第1 各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現【内閣官房・厚生労働省・消費者庁・警察庁・金融庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】：
基本法第20各関係

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等								
都道府県等において、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援をより一層推進するため、以下の取組を実施。 ○厚生労働省は、令和4年度中に、特に連携会議が未設置の都道府県・政令指定都市に対して通知を发出し、精神保健福祉センター等が連携会議を開催するよう依頼。 ○関係省庁は、令和4年度中に、関係機関に通知を发出し、関係事業者は、連携協力体制に積極的に参画。 ○内閣官房は、令和5年度中を目途に各地域のギャンブル等依存症対策に関する調査を実施。 ○厚生労働省は、上記の内閣官房における調査を踏まえ、現在の支援体制の有効性に係る検討に着手するとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進による市町村における地域精神保健の充実等の具体化に着手。	○厚生労働省では、関係機関間の連携体制を構築するため、都道府県・政令指定都市に対し、「ギャンブル等依存症対策連携会議」の開催・設置について依頼した。 ○厚生労働省では、都道府県等が管内の相談支援体制の整備を推進していくための補助事業である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」を実施した。 ○消費者庁では、国民生活センターを通じて地方公共団体の消費生活相談員向けギャンブル等依存症に関する研修を行った。 ○消費者庁・警察庁・金融庁・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省は関係機関に対し各地域の包括的な連携協力体制に参画するとともに、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、令和4年度に改めて通知を发出した。 ○内閣官房では、令和5年度に各地域の包括的な連携協力体制の構築等に関する調査を実施した。	【厚生労働省】 ○連携会議の設置・開催について、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和4年10月26日付、障精発1026第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）において都道府県知事及び指定都市市長宛てに依頼している。【令和4年度】 ○ギャンブル等依存症対策連携会議の設置状況 <table><tr><td>令和4年3月末時点</td><td>39自治体</td></tr><tr><td>令和7年3月末時点</td><td>58自治体</td></tr></table> ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（都道府県における協議の場の設置数）【令和4～6年度】 <table><tr><td>令和4年度実績（令和5年度調査）</td><td>43自治体</td></tr><tr><td>令和5年度実績（令和6年度調査）</td><td>45自治体</td></tr></table> 【消費者庁】 ○国民生活センターを通じて地方公共団体の消費生活相談員に向けてギャンブル等依存症に関する研修を行った。【令和4～6年度】 【総務省】 ○行政相談における取組状況 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）を契機として、本省と全国50か所の行政相談センターにおいて、内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局作成の啓発ポスターの掲示を行った。【令和4～6年度】 ・行政相談センターにおいて、国民からのギャンブル等依存症が関係する相談について関係機関の紹介等を実施した。【令和4～6年度】 ・各府省行政苦情相談連絡協議会において、ギャンブル等依存症対策に係る状況及び総務省の取組の紹介を行った。今後も同協議会において相談対応等参考情報を提供、共有することを確認した。【令和4～6年度】 【内閣官房】 ○内閣官房において、地域におけるギャンブル等依存症対策に関する包括的な連携協力体制の事例調査を実施【令和5年度】	令和4年3月末時点	39自治体	令和7年3月末時点	58自治体	令和4年度実績（令和5年度調査）	43自治体	令和5年度実績（令和6年度調査）	45自治体
令和4年3月末時点	39自治体									
令和7年3月末時点	58自治体									
令和4年度実績（令和5年度調査）	43自治体									
令和5年度実績（令和6年度調査）	45自治体									

第2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
内閣官房は以下の取組を推進。 ○関係省庁の協力を得て、都道府県計画の策定及び変更を支援。 ○令和5年度を目途に各地域のギャンブル等依存症対策に関する調査を実施。	○内閣官房において、都道府県担当者を対象とした説明会を開催し、都道府県計画の策定を支援した。 令和7年3月末時点で46の都道府県において都道府県計画が策定された。 ※都道府県計画の策定（予定）状況 令和7年3月末時点 策定済み 46都道府県／47都道府県 令和7年度策定予定 1県 ／47都道府県	○都道府県担当者を対象として、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和4年度変更）に関する説明及び情報共有を図るための会議を開催 【令和4年度】44都道府県出席（オンライン） 【令和5年度】43都道府県出席（オンライン） 【令和6年度】43都道府県出席（オンライン） ○地域におけるギャンブル等依存症対策に関する包括的な連携協力体制の事例調査を実施【令和5年度】

第3 相談支援・治療支援：基本法第16・17条関係

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 都道府県・政令指定都市における相談体制の充実【厚生労働省・総務省】		
厚生労働省は、以下の取組を推進。 ○都道府県等の実施する相談の取組に対する財政支援を実施。 ○相談対応に従事する者の技術をより一層向上させるための研修を実施。 ○相談機関と関係機関の連携を含むギャンブル等依存症対策の連携協力の促進。	○都道府県等において、相談拠点の設置など、地域のニーズに合わせた総合的な支援を提供している。 ○厚生労働省は、都道府県等が依存症対策地域支援事業を活用し、連携会議の開催や研修事業を実施できるよう支援しているほか、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）においてギャンブル等依存症の研修会を実施している。 ○関係機関間の連携体制を構築するため、都道府県・政令指定都市に対し、「ギャンブル等依存症対策連携会議」の開催・設置について依頼した。	○厚生労働省では、相談拠点を未整備の自治体へ整備を要請するなどした結果、令和5年3月末をもって、全ての都道府県・政令指定都市で相談拠点が設置された。 令和7年3月末時点 67団体／67団体 うち都道府県 47団体／47団体 政令指定都市 20団体／20団体 ○厚生労働省は、都道府県等が依存症対策地域支援事業を活用し、連携会議の開催や研修事業を実施できるよう支援している。【令和4～6年度】 ・依存症対策地域支援事業の実施状況 令和4年度：73自治体、令和5年度：76自治体、令和6年度：76自治体 ○依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）においてギャンブル等依存症の研修会を実施している。（依存症の治療・相談等に係る指導者養成事業）【令和4～6年度】 ①依存症治療指導者養成研修 ※オンライン 令和4年度：111名、令和5年度：145名、令和6年度：175名 ②ギャンブル等依存症相談対応指導者養成研修 ※オンライン 令和4年度：114名、令和5年度：144名、令和6年度：175名 ③地域生活支援指導者等養成研修 ※オンライン 令和4年度：58名、令和5年度：134名、令和6年度：117名 ○厚生労働省は、相談機関を含む地域の関係機関が参画する連携会議の開催について、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和4年10月26日付け、障精発1026第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）において都道府県知事及び指定都市市長宛てに依頼している。【令和4年度】 ・ギャンブル等依存症対策連携会議の設置状況 令和4年3月末時点 39自治体 令和7年3月末時点 58自治体 ○総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和4～6年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	
2 ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【厚生労働省・消費者庁・警察庁・金融庁・子ども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】		
家族への支援を実施するため、以下の取組を実施。 ○厚生労働省は、都道府県・政令指定都市による相談事業の充実の支援や地域や全国規模で活動する自助グループなどの民間団体の取組の支援等を通じて、家族に対する相談・回復支援等を強化。 ○家族申告によるアクセス制限を申請した家族を相談・治療機関につなげるといった取組を適切に実施するため、関係省庁は各地域の包括的な連携協力体制の構築を促進。	○消費者庁は、SNS等の手段を活用して、消費者庁ウェブサイト内に設けたギャンブル等依存症問題特設ページの閲覧を促進している。当該特設ページには、ギャンブル等依存症である方等の御家族への支援に係る情報を掲載している。 ○ばちんこ業界は、自己申告・家族申告プログラムの利用促進のための広報チラシを作成し、広報の取組を強化（再掲） ○厚生労働省では、都道府県等が、依存症対策地域支援事業を活用し、連携会議の開催や研修事業を実施できるよう支援しているほか、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）においてギャンブル等依存症の研修会を実施している。 ○厚生労働省では、都道府県等が地域生活支援促進事業を活用し、依存症の問題に取り組む民間団体支援を実施できるよう支援している。さらに、全国規模で依存症の問題に取り組む民間団体を支援している。 ○都道府県等において、相談拠点の設置など、地域のニーズに合わせた総合的な支援を提供している。 ○警察庁・農林水産省・経済産業省・国土交通省は、所管団体等に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、通知を发出した。	【消費者庁】 ○ギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせて、御本人・御家族向け啓発用資料を消費者庁ウェブサイト内の特設ページに掲載し、消費者庁公式Xによって同ページの閲覧を促進した。【令和４～６年度】 【警察庁】 ○21世紀会は、脳科学分野の専門家の監修を受け、「パチンコ・パチスロスマートPLAYスタイルのススメ」と題する健全な遊び方の実践の啓発や自己申告・家族申告プログラムの利用促進に係る広報チラシを制作し、ホームページからダウンロードできるようにするとともに、ばちんこ営業所への備付けなどによる周知を実施（再掲） 【厚生労働省】 ○厚生労働省は、都道府県等が依存症対策地域支援事業を活用し、連携会議の開催や研修事業を実施できるよう支援している【令和４～６年度】 ・依存症対策地域支援事業の実施状況 令和４年度：73自治体、令和５年度：76自治体、令和６年度：76自治体 ○依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）においてギャンブル等依存症の研修会を実施している。【令和４～６年度】 ①依存症治療指導者養成研修 ※オンライン 令和４年度：111名、令和５年度：145名、令和６年度：175名 ②ギャンブル等依存症相談対応指導者養成研修 ※オンライン 令和４年度：114名、令和５年度：144名、令和６年度：175名 ③地域生活支援指導者等養成研修 ※オンライン 令和４年度：58名、令和５年度：134名、令和６年度：117名 ○都道府県等が地域生活支援促進事業を活用し、依存症の問題に取り組む民間団体を支援している。さらに、全国規模で依存症の問題に取り組む民間団体支援事業（地域生活支援促進事業）実施状況【令和４～６年度】 令和４年度：21件、令和５年度：24件、令和６年度：27件 ○相談拠点を未整備の自治体へ整備を要請するなどした結果、令和５年３月末をもって、全ての都道府県・政令指定都市で相談拠点が設置された。 令和７年３月末時点 67団体／67団体 うち都道府県 47団体／47団体 政令指定都市 20団体／20団体 ○依存症民間団体支援事業 ・ギャンブル等依存症関連の事業の交付決定数【令和４～６年度】 令和４年度：６件、令和５年度：６件、令和６年度：７件

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 婦人相談所の相談員・婦人相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャーにおける適切な支援【こども家庭庁・厚生労働省・総務省】		
厚生労働省は、婦人相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャーへギャンブル等依存症に関する知識やギャンブル等依存症である者等への対応方法を周知。	○こども家庭庁では、「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日児企第11号）において、依存症などの問題を抱える保護者等に対する児童相談所等の具体的な対応方法等について記載し、児童相談所職員等に対して周知している。 ○厚生労働省では、女性相談支援員相談・支援指針において、女性相談支援員に対しギャンブル等依存症を有する者についての対応方法等について周知している。 ○厚生労働省では、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、地域で指導的な役割を果たす者を養成するため、生活の支援を行う者（障害福祉サービス従事者等）を対象とした地域生活支援指導者等養成研修を実施している。さらに、都道府県等が、依存症対策地域支援事業を活用し、生活の支援を行う者の研修（地域生活支援研修）を実施できるよう支援している。	○こども家庭庁では、「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日児企第11号）において、依存症などの問題を抱える保護者等に対する児童相談所等の具体的な対応方法等について記載し、児童相談所職員等に対して周知している。【令和4～6年度】 ○依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、地域で指導的な役割を果たす者を養成するため、生活の支援を行う者（障害福祉サービス従事者等）を対象とした地域生活支援指導者等養成研修を実施している。【令和4～6年度】 ・地域生活支援指導者等養成研修 ※オンライン 令和4年度：58人、令和5年度：134人、令和6年度：117人 ○依存症対策地域支援事業を活用し、都道府県等が生活の支援を行う者の研修を実施できるよう支援している。【令和4～6年度】 ・地域生活支援研修 ※内容がギャンブル等含むものに限る ※共同開催もそれぞれ計上 令和4年度：都道府県11自治体／指定都市4自治体 計15自治体 令和5年度：都道府県11自治体／指定都市7自治体 計18自治体 令和6年度：都道府県13自治体／指定都市6自治体 計19自治体（令和7年2月末時点） ○総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和4～6年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
4 消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援【消費者庁】		
○消費者庁は、消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、対応マニュアルを金融庁と共に必要に応じて改訂するとともに、消費生活相談体制の整備や研修等により地方公共団体に対する支援を実施。 ○国民生活センターは、ギャンブル等依存症に関わる消費生活相談への対応について、消費生活相談員向けの研修等により相談対応の実務への定着を促進。	○国民生活センターは、地方公共団体で消費生活相談業務に従事している職員を対象にギャンブル等依存症に関する研修を行った。また、研修についてはオンデマンド配信も実施した。 ○消費者庁は、消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、地方消費者行政の体制整備、消費者安全確保地域協議会の設置及び国民生活センターによる上記研修への参加について、地方消費者行政強化交付金により支援した。	○国民生活センターにおいて地方公共団体の消費生活相談員向けのギャンブル等依存症に関する研修を実施 【令和4年度】計97名、計2回（国民生活センター相模原事務所） 【令和5年度】計280名、計3回（国民生活センター相模原事務所、オンデマンド配信）※多重債務問題に関する研修と合同で実施 【令和6年度】計293名、計2回（国民生活センター相模原事務所、オンデマンド配信）※多重債務問題に関する研修と合同で実施
5 多重債務相談窓口の相談体制の強化【金融庁】		
金融庁は、対応マニュアルも活用した研修を実施するとともに、対応マニュアルを消費者庁と共に必要に応じて改訂。	金融庁は、「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」の活用を促進した。 また、多重債務相談対応に際しての好事例の共有等のための意見交換会やヒアリング等を実施したほか、地方自治体の相談員等向けに、対応マニュアルを活用した研修を実施するなど、相談員のレベルアップのための取組を推進した。	○財務局等及び地方公共団体に寄せられた「多重債務」に関する相談中、相談者の借金をしたきっかけが「ギャンブル等」とであると判明したものは以下のとおり【令和4～6年度】 ・財務局等（令和4年→令和5年→令和6年） 5,367件中398件 → 5,689件中425件 → 6,552件中725件 ・地方公共団体（令和4年→令和5年→令和6年） 22,317件中826件 → 25,333件中912件 → 29,249件中1,098件 ○対応マニュアルを活用した研修を開催【令和4～6年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
6 相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成【法務省】		
日本司法書士会連合会は、以下の取組を推進。 ○ギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成を目的として、多重債務に関する研修会を開催。 ○各司法書士会に対して、連合会主催の研修会等に倣った積極的な取組を実施するよう依頼。	○令和5年2月12日、ギャンブル等依存症問題を内容に含む司法書士向けの研修会「多重債務問題に関するリレー報告・研修会」を開催した。 ○令和6年2月14日、ギャンブル等依存症問題について理解を深め、また、ギャンブル等依存症問題対策の推進のため、各地域の支援機関と司法書士の連携の課題や今後の展望について考えることを目的として、シンポジウム「ギャンブル等依存症対策と司法書士の果たすべき役割～地域連携を考える～」を開催した。 ○令和7年3月15日、ギャンブル等依存症に配慮できる司法書士、債務整理実務に対応できる司法書士を養成することを目的として「債務整理実務研修会（応用編）」を開催した。	○「多重債務問題に関するリレー報告・研修会」（令和5年2月12日）について、司法書士会員の計522名が受講した。また、研修会の内容を収録したDVDを各司法書士会あて送付し活用を依頼した。【令和4年度】 ○シンポジウム「ギャンブル等依存症対策と司法書士の果たすべき役割～地域連携を考える～」(令和6年2月14日)について、医療関係者、依存症当事者、司法書士等の計129名が参加した。【令和5年度】 ○「債務整理実務研修会（応用編）」（令和7年3月15日）について、計373名が受講した。【令和6年度】
7 日本司法支援センターにおける多重債務者等に対する適切な情報提供の推進【法務省】		
日本司法支援センターは、多重債務者等に対する適切な情報提供のため、以下の取組を推進。 ○多重債務問題を含む法的問題を抱えた方に対し、問合せ内容に応じた適切な法制度や相談窓口に関する情報を提供するため、職員向けの研修等を活用して相談体制を強化。 ○各地域の包括的な連携協力体制への参画を促進。	○職員向けの研修の実施、各種マニュアルの更新等により、相談体制の強化を図った。 ○地方事務所へ通知発出等により、包括的な連携協力体制への参画を促進した。	○情報提供業務の対応品質の向上を図るため、研修・指導に関する通知を発出した。【令和4～6年度（令和6年度は5月通知済み）】 ○情報提供業務の対応品質の向上を図るため、情報提供業務に係る各種マニュアルを更新した。【令和4～6年度（令和6年度は、4月に関係業務対応マニュアルを更新、その他は令和7年3月更新済み）】 ○多重債務問題を含む、全6種の法律問題Q&Aを作成し（令和4、6年度）、全国の地方事務所へ配布した。【令和4～6年度（令和5年度は配布のみ。令和6年度は令和7年3月配布済み）】 ○情報提供専門職員向けにオンライン研修会を実施した。 【令和4年度】計144名、計5回、【令和5年度】実績なし、【令和6年度】計176名、計2回 ○地方事務所等に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図るよう求める通知を発出した。 【令和4年度、令和6年度（令和6年度は10月通知済み）】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等																																		
8 全都道府県・政令指定都市における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の早期整備を含む精神科医療の充実【厚生労働省・総務省】	厚生労働省は、以下の取組を推進。 ○令和5年度中を目途に、全都道府県・政令指定都市において依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備。 ○1つの都道府県及び政令指定都市における複数の専門医療機関の整備を促進。 ○専門医療機関及び治療拠点機関に従事する医師や、コメディカルをはじめとするその他の医療従事者を対象に依存症の専門的医療に関する研修等を実施。 ○都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力の促進。 ○都道府県及び政令指定都市における複数の専門医療機関等の整備について、障害保健福祉関係主管課長会議（令和5年3月10日、令和6年3月25日）で要請した。 ○厚生労働省では、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、地域で指導的な役割を果たす者を養成するため、依存症の治療に当たる医療従事者を対象とした依存症治療指導者養成研修を実施した。さらに、都道府県等が依存症対策地域支援事業を活用し、医療従事者の研修（依存症医療研修）の実施を支援している。 ○関係機関間の連携体制を構築するため、都道府県・政令指定都市に対し、「ギャンブル等依存症対策連携会議」の開催・設置について依頼した。	○専門医療機関等を未整備の自治体へ整備を要請するなどした結果、①依存症専門医療機関及び②依存症治療拠点機関が、令和7年3月末時点において、①59ヶ所、②46ヶ所の都道府県・政令指定都市で設置された。 ①依存症専門医療機関の整備状況 <table><tr><td>・令和4年3月末時点</td><td>53団体/67団体（内複数整備/24団体）</td></tr><tr><td>うち都道府県</td><td>38団体/47団体（内複数整備20団体）</td></tr><tr><td>指定都市</td><td>15団体/20団体（内複数整備4団体）</td></tr><tr><td>・令和7年3月末時点</td><td>59団体／67団体（内複数整備／38団体）</td></tr><tr><td>うち都道府県</td><td>44団体／47団体（内複数整備／29団体）</td></tr><tr><td>指定都市</td><td>15団体／20団体（内複数整備／9団体）</td></tr></table> ②依存症治療拠点機関の整備状況 <table><tr><td>・令和4年3月末時点</td><td>41団体/67団体</td></tr><tr><td>うち都道府県</td><td>30団体/47団体</td></tr><tr><td>指定都市</td><td>11団体/20団体</td></tr><tr><td>・令和7年3月末時点</td><td>46団体／67団体</td></tr><tr><td>うち都道府県</td><td>35団体／47団体</td></tr><tr><td>指定都市</td><td>11団体／20団体</td></tr></table> ○依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、地域で指導的な役割を果たす者を養成するため、依存症の治療に当たる医療従事者を対象とした依存症治療指導者養成研修を実施した。さらに、都道府県等が依存症対策地域支援事業を活用し、医療従事者の研修（依存症医療研修）の実施を支援している。【令和4～6年度】 ・依存症治療指導者養成研修 ※オンライン 令和4年度：111人、令和5年度：145人、令和6年度：175人 ・依存症医療研修の実施状況 ※内容がギャンブル等を含むものに限る ※共同開催もそれぞれ計上 <table><tr><td>令和4年度：都道府県19自治体／指定都市7自治体</td><td>計26自治体</td></tr><tr><td>令和5年度：都道府県19自治体/指定都市8自治体</td><td>計27自治体</td></tr><tr><td>令和6年度：都道府県21自治体／指定都市7自治体</td><td>計28自治体（令和7年2月末時点）</td></tr></table> ○連携会議の設置・開催について、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和4年10月26日付、障精発1026第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）において都道府県知事及び指定都市市長宛てに依頼している。【令和4年度】 ○ギャンブル等依存症対策連携会議の設置状況 <table><tr><td>令和4年3月末時点</td><td>39自治体</td></tr><tr><td>令和7年3月末時点</td><td>58自治体</td></tr></table> ○総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和4～6年度】	・令和4年3月末時点	53団体/67団体（内複数整備/24団体）	うち都道府県	38団体/47団体（内複数整備20団体）	指定都市	15団体/20団体（内複数整備4団体）	・令和7年3月末時点	59団体／67団体（内複数整備／38団体）	うち都道府県	44団体／47団体（内複数整備／29団体）	指定都市	15団体／20団体（内複数整備／9団体）	・令和4年3月末時点	41団体/67団体	うち都道府県	30団体/47団体	指定都市	11団体/20団体	・令和7年3月末時点	46団体／67団体	うち都道府県	35団体／47団体	指定都市	11団体／20団体	令和4年度：都道府県19自治体／指定都市7自治体	計26自治体	令和5年度：都道府県19自治体/指定都市8自治体	計27自治体	令和6年度：都道府県21自治体／指定都市7自治体	計28自治体（令和7年2月末時点）	令和4年3月末時点	39自治体	令和7年3月末時点	58自治体
・令和4年3月末時点	53団体/67団体（内複数整備/24団体）																																			
うち都道府県	38団体/47団体（内複数整備20団体）																																			
指定都市	15団体/20団体（内複数整備4団体）																																			
・令和7年3月末時点	59団体／67団体（内複数整備／38団体）																																			
うち都道府県	44団体／47団体（内複数整備／29団体）																																			
指定都市	15団体／20団体（内複数整備／9団体）																																			
・令和4年3月末時点	41団体/67団体																																			
うち都道府県	30団体/47団体																																			
指定都市	11団体/20団体																																			
・令和7年3月末時点	46団体／67団体																																			
うち都道府県	35団体／47団体																																			
指定都市	11団体／20団体																																			
令和4年度：都道府県19自治体／指定都市7自治体	計26自治体																																			
令和5年度：都道府県19自治体/指定都市8自治体	計27自治体																																			
令和6年度：都道府県21自治体／指定都市7自治体	計28自治体（令和7年2月末時点）																																			
令和4年3月末時点	39自治体																																			
令和7年3月末時点	58自治体																																			

第4 民間団体支援：基本法第19条関係

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援【厚生労働省・総務省】		
厚生労働省は、以下の取組を推進。 ○都道府県等への財政支援を通じた地域における民間団体の支援や、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援の実施。 ○都道府県等の相談機関における民間団体と連携した相談活動や普及啓発などの取組の実施を促進。	厚生労働省では、都道府県等を通じて、地域生活支援促進事業により、依存症に関する問題に取り組む民間団体が行うミーティング活動や普及啓発活動を支援している。また、全国規模で活動する民間団体については、依存症民間団体支援事業を通じて、その取組を支援している。	○都道府県等が地域生活支援促進事業を活用し、依存症の問題に取り組む民間団体を支援している。さらに、全国規模で依存症の問題に取り組む民間団体を支援している。 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（地域生活支援促進事業）実施状況【令和4～6年度】 令和4年度：21件、令和5年度：24件、令和6年度：27件 ○総務省は、地域生活支援促進事業における依存症の民間団体支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和4～6年度】
2 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援【農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】（再掲）		
【再掲】 ○競馬における取組 5ページ参照 ○競輪・オートレースにおける取組 9ページ参照 ○モーターボート競走における取組 16ページ参照 ○ぱちんこにおける取組 22ページ参照		

第5 社会復帰支援：基本法第18条関係

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上【厚生労働省・総務省】		
厚生労働省は、就労に関わる支援者の対応能力の向上のため、ハローワークの担当職員等の就労支援に関わる者に対して、ギャンブル依存症に関する知識と対応方法の周知を実施。	○厚生労働省では、毎年度精神・発達障害者雇用サポーター経験交流会において、ハローワークの担当職員等に対して、依存症の知識及び対応方法に係る資料を提供。 ○厚生労働省では、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、地域で指導的な役割を果たす者を養成するため、生活の支援を行う者（障害福祉サービス従事者等）を対象とした地域生活支援指導者等養成研修を実施している。さらに、都道府県等が、依存症対策地域支援事業を活用し、生活の支援を行う者（ハローワーク等就労支援業務職員を含む。）の研修を実施できるよう支援している。	○精神障害者雇用トータルサポーター経験交流会（令和6年度より精神・発達障害者雇用サポーター経験交流会）の実施状況【令和4～6年度】 ・令和4年11月24日及び28日（オンライン） ・令和5年11月10日～12月7日の間に計5回実施 ・令和6年11月5日～11月21日の間に計5回実施 ○厚生労働省では、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、地域で指導的な役割を果たす者を養成するため、生活の支援を行う者（障害福祉サービス従事者等）を対象とした地域生活支援指導者等養成研修を実施している。【令和4～6年度】 ・地域生活支援指導者等養成研修の実施状況（オンライン） 令和4年度：58人、令和5年度：134人、令和6年度：117人 ○依存症対策地域支援事業を活用し、都道府県等がハローワーク等職員を含め生活の支援を行う者の研修を実施できるよう支援している。【令和4～6年度】 ・依存症対策地域支援事業の実施状況 令和4年度：73自治体、令和5年度：76自治体、令和6年度：76自治体 ○総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和4～6年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援【厚生労働省】		
厚生労働省は、研修等を通じ、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し適切な支援を行うことができる支援員を養成するとともに、精神保健福祉センターなどの地域の支援機関との適切な連携を促進。	○ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者へ適切な支援を行うことができる支援員の養成に向け、支援対象者の理解を深めるための講義を実施した。 （各地域の包括的な連携協力体制） ○各都道府県・指定都市の生活困窮者自立支援制度の担当者に対し、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和元年9月17日付け障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を周知した。	○自立相談支援事業従事者養成研修の実施状況【令和4～6年度】 【令和4、5年度】※オンデマンド配信 講師： ・同志社大学社会学部社会福祉学科 教授 空閑浩人氏 ・市川市生活サポートセンターそら（so-ra）センター長・主任相談支援員 朝比奈ミカ氏 ・NPO法人地域生活支援ネットワークサロン代表理事 日置真世氏 内容：自立相談支援員養成研修プログラムの個別支援の基本、事例検討等において、生活困窮の要因の1つとして、ギャンブル依存症についても取り上げた。 【令和6年度】※対面 研修期間：令和6年12月4日～5日、令和6年12月24日～25日実施 講師： ・同志社大学社会学部社会福祉学科 教授 空閑浩人氏 ・市川市生活サポートセンターそら（so-ra）総合センター長 朝比奈ミカ氏 ・Optim's-pt 代表 上原久氏 ・岡山県立大学 保健福祉学部 現代福祉学科 准教授 口村淳氏 ・明治学院大学社会学部付属研究所 研究員 志村久仁子氏 内容：自立相談支援員養成研修プログラムの事例検討等において、ギャンブル等依存症も含む事例を取り上げた。 （各地域の包括的な連記協力体制） ○「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和4年10月26日付、障精発1026第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）において都道府県知事及び指定都市市長宛てに改めて周知・依頼している。【令和4年度】 ○ギャンブル等依存症対策連携会議の設置状況 令和4年3月末時点 39自治体 令和7年3月末時点 58自治体

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援の実施【法務省】		
法務省は、以下の取組を推進。 ○令和４年度中に、刑事施設に対し、各地域における連携会議への積極的な参加を促し、同会議等で得られた情報や知見を指導・支援に生かすことを推進する通知の発出。 ○令和４年度中に、ギャンブル等依存症に関する効果的なスクリーニング及びギャンブル等依存症の標準的治療プログラムに関する情報を各刑事施設に提供。 ○令和６年度までに、刑事施設の各地域の連携会議への参加状況を把握し、関係機関と連携した指導の実情について各刑事施設間で共有。	○刑事施設に対し、各地域における連携会議への積極的な参加を促し、同会議等で得られた情報や知見を指導・支援に生かすことを推進する通知を発出した。 ○刑事施設に対し、ギャンブル等依存症に関する効果的なスクリーニング及びギャンブル等依存症の標準的治療プログラムに関する情報を提供した。 ○刑事施設の各地域の連携会議への参加状況を令和６年中に把握し、関係機関と連携した指導の実情について各刑事施設間で共有した。	○通知の発出 「矯正施設におけるギャンブル等依存症対策に係る各地域の包括的な連携協力体制の構築等について」（令和４年12月28日付け法務省矯成第1804号） ○事務連絡の発出 「ギャンブル等依存症に係る指導の執務参考資料等の送付等について」（令和４年10月12日付け） ○刑事施設の各地域の連絡会議への参加状況 【令和４年度】 ５件 【令和５年度】 18件 【令和６年度】 ７件 ○事務連絡の発出 「ギャンブル等依存症対策連携会議への参画状況及び良好な地域連携体制の事例の共有について」（令和６年11月14日付け）
4 受刑者に対する就労支援の充実【法務省】		
法務省は、就労支援を受ける刑事施設出所者の割合を、令和４年度中に22%、令和６年度までに24%まで向上させることを目指し、就労支援担当職員に対する研修の充実や関係機関との連携を図るとともに、受刑者に対する就労意欲の喚起に向けた支援等を整備。	○令和４年度から一部の刑事施設において新たに就労支援担当の統括矯正処遇官を配置し、また、就労支援専門官の配置を拡大、就労支援担当職員に対する研修を実施するなどして就労支援の実施体制を充実させた。 ○受刑者の就労意欲を喚起するための教育プログラムを作成し、一部の刑事施設において試行として実施した（令和５年度）。 ○上記教育プログラムを標準化し、全ての刑事施設において実施する体制を整えた（令和６年度）。	○就労支援を受ける刑務所出所者の割合 令和４年 20.1% 令和５年 21.5% ○就労支援体制の充実 ・統括矯正処遇官（就労支援担当）配置施設数 【令和４年度】 12庁、【令和５年度】 12庁、【令和６年度】 24庁（社会復帰支援担当） ・就労支援専門官配置人員数 【令和４年度】 20名、【令和５年度】 34名、【令和６年度】 34名 ○就労意欲を喚起するための教育プログラムの受講終了人員数 令和５年度 179名

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
5 保護観察対象者等に対する就労支援の充実【法務省】		
法務省は、保護観察終了時の無職者（うち定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除く。）の数を令和2年実績（6,075人）よりも減少させることを目指して、保護観察所の協力雇用主を増加させるほか、保護観察所とハローワーク・矯正施設などの関係機関との連携を強化。	○ギャンブル等依存症である者等を含む保護観察対象者等のうち、特に無職者に対し重点的に就労支援を実施した。 ○保護観察終了時の無職者（うち定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除く。）の数は、令和3年以降毎年、令和2年実績（6,075人）を下回っている。	○直近3年における保護観察終了時の無職者（うち定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除く。）の数は、以下のとおりとなった。 令和3年 5,653人（前年比 422人減） 令和4年 5,534人（前年比 119人減） 令和5年 5,079人（前年比 455人減） ○刑務所出所者等就労支援事業協議会の開催 全国の保護観察所において、それぞれハローワーク及び矯正施設等との協議会を開催【令和4～6年度】 ○就労支援ブロック協議会の開催 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡において、それぞれ更生保護官署と矯正官署の就労支援担当者が参加（最寄りの労働局から出席希望があった場合は、当該労働局がオブザーバー参加）するブロック協議会を各1回開催【令和4～6年度】

第6 人材の確保：基本法第21条関係

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の実施【厚生労働省】		
厚生労働省は、臨床研修医等がギャンブル等依存症例を経験することや研修を受講することにより、ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師の拡充を目指し、以下の取組を推進。 ○全ての臨床研修医が2年以上の研修期間の中で、ギャンブル等依存症例等を経験することとするため、令和元年度に改訂された臨床研修指導ガイドラインに基づく臨床研修等の実施。 ○診療に従事する医師を対象とした、地方公共団体が依存症治療拠点機関との連携等により実施するギャンブル等依存症の初期対応を含む研修等を推進。	○依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、地域で指導的な役割を果たす者を養成するため、依存症の治療に当たる医療従事者を対象とした依存症治療指導者養成研修を実施した。さらに、都道府県等が依存症対策地域支援事業を活用し、医療従事者の研修（依存症医療研修）の実施を支援している。 ○令和2年度以降、臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症などを位置付けた「臨床研修指導ガイドライン」に基づいた臨床研修を実施している。	○依存症対策全国拠点機関設置運営事業において依存症治療指導者養成研修、依存症対策地域支援事業において依存症医療研修を実施している。【令和4～6年度】 〔依存症治療指導者養成研修の実施状況※カッコ内は医師受講者数〕 令和4年度：111（33）人、令和5年度：145（36）人、令和6年度：175（42）人 〔依存症医療研修の実施状況〕 ※内容がギャンブル等を含むものに限る ※共同開催もそれぞれ計上 令和4年度：都道府県19自治体／指定都市7自治体 計26自治体 令和5年度：都道府県19自治体／指定都市8自治体 計27自治体 令和6年度：都道府県21自治体／指定都市7自治体 計28自治体（令和7年2月末時点） ○令和2年度以降、臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症などを位置付けた「臨床研修指導ガイドライン」に基づいた臨床研修を実施している。【令和4～6年度】
2 医学部におけるギャンブル等依存症に関する教育の充実【文部科学省】		
文部科学省は、全国の国公立大学医学部長会議等において、ギャンブル等依存症を明記した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を周知し、その実践を要請。	国公立大学医学部の学部長等の教育責任者が集まる会議において、基本法や医学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とギャンブル等依存症に関する教育の充実について周知・要請した。	【令和4年度】 ・令和4年5月27日 全国医学部長病院長会議定例社員総会（国公立） ・令和4年10月14日 国立大学医学部長会議（国立） 【令和5年度】 ・令和5年5月26日 全国医学部長病院長会議定例社員総会（国公立） 【令和6年度】 ・令和6年10月25日 国立大学医学部長会議（国立） ・令和6年11月8日 医学系出身国立大学長懇談会（国立）

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士の養成【厚生労働省】 厚生労働省は、人材養成のため、以下の取組を推進。 ○保健師・助産師・看護師について、依存症対策等の項目が盛り込まれた保健師助産師看護師国家試験出題基準に基づいた国家試験を実施。 ○社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士について、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を推進。	(社会福祉士) ○厚生労働省は、社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しを行い、科目「社会学と社会システム」において、これまでの教育内容に加え、ギャンブル依存を含めた「依存症」を学ぶべき内容として改めた。令和3年度から新たなカリキュラムによる学習が開始され、一定程度の社会福祉士を養成している。 (保健師・助産師・看護師) ○厚生労働省は、令和5年度版の保健師助産師看護師国家試験出題基準から看護師ではギャンブル等依存症対策基本法を盛り込んでいる。保健師も同様に社会生活における健康課題（依存、うつ、自殺）への支援が盛り込まれている。 国家試験は毎年80～90%の合格率であり、一定程度の看護師・保健師を養成している。 (精神保健福祉士) ○厚生労働省は、精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しを行い、科目「現代の精神保健の課題と支援」において、これまでの教育内容に加え、「ギャンブル等依存対策」を学ぶべき内容として改めた。令和3年度から新たなカリキュラムによる学習が開始され、令和6年度から新カリキュラムによる試験を実施し、毎年一定程度の精神保健福祉士を養成している。 (公認心理師及び作業療法士) ○厚生労働省は、ギャンブル等依存症からの回復支援に、心理的な側面からのアプローチを可能とする専門職を養成する必要があることから、公認心理師試験出題基準において、「依存症（薬物、アルコール、ギャンブル等）」の項目等を盛り込んでいる。令和6年度に第8回後任心理師試験を実施した。また、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、医療従事者（作業療法士含む。）を対象にした研修を実施している。	(社会福祉士) ○社会福祉士国家試験の結果（令和5年度実施→令和6年度実施） 社会福祉士国家試験合格者 第36回 20,050人 合格率（58.1%） →第37回 15,561人 合格率（56.3%） (保健師・助産師・看護師) ○保健師助産師看護師国家試験の結果（令和5年度実施→令和6年度実施） ・保健師国家試験合格者 第110回 7,456人 合格率（95.7%） →第111回 7,196人 合格率（94.0%） ・看護師国家試験合格者 第113回 55,557人 合格率（87.8%） →第114回 56,906人 合格率（90.1%） (精神保健福祉士) ○精神保健福祉士国家試験の結果（令和5年度実施→令和6年度実施） 精神保健福祉士国家試験合格者数 第26回 4,911人 合格率（70.4%） →第27回 4,694人 合格率（70.7%） (公認心理師) ○公認心理師試験の結果（令和5年度実施→令和6年度実施） ・公認心理師試験合格者 第6回 1,491人 合格率（73.8%） 第7回 1,592人 合格率（76.2%） →第8回 1,454人 合格率（66.9%） ・資格登録者 （令和6年3月末 → 令和7年3月末） 71,987人 → 73,743人 (全国拠点機関設置運営事業) ○作業療法士に対するギャンブル等依存症研修受講者数（オンライン） 令和4年度：8人 令和5年度：17人、令和6年度：21人

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
4 ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援のための、生活保護担当ケースワーカーに対する研修の実施【厚生労働省】		
厚生労働省は、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対し適切な支援が行われるよう、生活保護担当ケースワーカーに対し研修を実施。	全国ケースワーカー研修会を開催し依存症の概要や依存症を有する者の特徴、依存症が疑われる者への対応等について知識の向上を図るとともに、精神保健福祉センターなどの相談・治療を行う機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性について毎年度講義を行っている。	各実施機関等において被保護者の自立支援に係る事業の中心的役割を担う生活保護担当ケースワーカー等が参加する生活保護担当ケースワーカー全国研修会において、ギャンブル等依存症に関する講義を実施 【令和4年度】令和4年11月～令和5年3月末 オンラインにて配信 【令和5年度】令和5年10月～令和6年3月末 オンラインにて配信 【令和6年度】令和6年10月～令和7年3月末、オンラインにて配信
5 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成【法務省】		
法務省は、刑事施設の改善指導プログラムを担当する職員の指導力の向上を図るため、毎年1回以上、矯正研修所において、ギャンブル等依存症問題に関する最新の知見及び処遇技法、社会的支援へのつなげ方、事例検討を行う研修科目を設定した研修を実施。	刑事施設の改善指導プログラムを担当する職員の指導力の向上を図るため、矯正研修所において、ギャンブル等依存症問題に関する最新の知見及び処遇技法等、ギャンブル等依存症問題の理解に資する研修を実施した。	矯正研修所におけるギャンブル等依存症問題の理解に資する研修の実施 ギャンブル等依存症問題に関する知見を有する専門家を招へいして収録した講義ビデオを刑事施設に配布【令和4～6年度】
6 ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等に効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員の育成【法務省】		
法務省は、ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等への適切な指導・支援体制の整備のため、更生保護官署職員を対象に、ギャンブル等依存症問題の理解と回復に関する研修を実施し、効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員を継続的に育成。	○更生保護官署職員に対し、研修において、ギャンブル等依存に関する講義を実施した。 ○研修を受講した職員が、研修で学んだ内容を実務において積極的に実践することにより、効果的な指導・支援の実施に必要なスキルの習得を図った。	○新任の保護観察官に対する研修において、ギャンブル等依存に関する講義を実施した。 ・研修受講者数 【令和4年度】約70人 【令和5年度】約70人 【令和6年度】約75人 ○指導的立場にある保護観察官等に対する研修においても、ギャンブル等依存に関する講義を実施した。 ・研修受講者数 【令和4年度】約35人 【令和5年度】約25人 【令和6年度】約25人

IV 調査研究・実態調査：基本法第22条・23条関係

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握【厚生労働省】		
厚生労働省は、依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症の疑われる者の状況について、精神保健医療の領域における調査を実施。	令和5年度に、令和5年度におけるギャンブル等依存が疑われる者の実態とギャンブル等依存症の関連問題の実態を明らかにすることを目的として、「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」を実施した。	○「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」実施【令和5年度】 ○「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」結果公表【令和6年度】 ※ギャンブル等依存が疑われる者（PGSI8点以上、過去1年以内）の割合は全体1.7%
2 子ども虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握【こども家庭庁】		
厚生労働省は、継続的に、ギャンブル等依存症が児童虐待へ及ぼす影響等を調査・検討。	こども家庭庁では、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において調査・検証した、児童虐待による死亡事例の養育者（実父母）における「ギャンブル等依存症」の有無の結果を毎年度公表している。	児童虐待による死亡事例における養育者（実父母）の心理的・精神的問題等として、ギャンブル等依存症の問題を抱えていたケース 令和4年度分 2件（実母2人、実父0人） ※令和4年度に発生又は表面化した児童虐待による死亡事例については「こども虐待における死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」（令和6年9月）において、調査結果を公表した。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握【法務省】		
法務省は、以下の取組を推進。 ○令和4年度中にギャンブル等依存症に関する効果的なスクリーニングツール及びギャンブル等依存症の標準的治療プログラムに関する情報を各刑事施設に提供。 ○毎年度、各刑事施設におけるギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する教育状況等についての実態を調査・把握。	○ギャンブル等依存症に関する効果的なスクリーニングツール及びギャンブル等依存症の標準的治療プログラムに関する情報を各刑事施設に提供した。 ○一般改善指導として実施した、ギャンブル依存から離脱するための指導の実施状況について把握している。	○事務連絡の発出 「ギャンブル等依存症に係る指導の執務参考資料等の送付等について」（令和4年10月12日付け） ○実施状況の把握 ギャンブル依存から離脱するための指導開始人員 【令和4年度】179名 【令和5年度】460名
4 海外競馬の依存症対策に係る調査【農林水産省】		
日本中央競馬会（JRA）は、海外の取組に関する情報収集を進め、参考となる対策については国内対策への反映を検討。	JRAは海外駐在事務所を通じ、海外競馬のギャンブル等依存症対策に関する状況調査を実施し、国内対策と比較検証した。	①オンラインベッティング（購入上限額設定・期間）、②入場に関する年齢制限（競馬場・場外）、③申請による入場制限（本人・家族）、④申請によるオンラインベッティング利用停止（本人・家族）、⑤勝馬投票券購入に関する年齢制限、⑥勝馬投票券発売時の年齢確認について、アメリカ（ニューヨーク州）、イギリス、フランス、オーストラリア、香港の取組みを調査し、国内対策と比較検証した。
5 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【農林水産省・経済産業省・国土交通省】		
公営競技カウンセリングセンター及び各公営競技間で連携し、相談事例の積み上げ・分析を行うなど、多重債務及び犯罪等に係るギャンブル等依存症問題の実態把握を実施。	公営競技カウンセリングセンター報告会において示された相談件数や相談事例について、適宜専門家を交え事例検討を行っている。また、令和2年5月から公連協のHPで毎年度相談実績等を公表している。	○平成30年5月以降、令和7年3月末までに公営競技カウンセリングセンター報告会を62回（そのうち、専門家を交えた報告会は61回）開催 【令和4年度】計12回 【令和5年度】計4回 【令和6年度】計4回 （主な報告内容） ・相談件数や相談者属性、相談内容 ○公連協HPで相談実績を公表【令和4～6年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
6 ギャンブル依存症予防回復支援センターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【国土交通省】		
全施協は、支援センターと連携し、医師や司法書士の協力のもと、ギャンブル等依存症の実態把握に努め、情報を関係機関へ提供。	依存症に関する調査研究の実施把握を目的とした「アニュアルレポート」を毎年作成し、支援センターのホームページにて公開している。また、サポートコールでの相談内容をとりまとめた「月次レポート」「SMSアンケートレポート」を毎月作成し、翌月末にホームページにて公開し、関係者との共有についても進めている。	アニュアルレポートでは、年間の相談内容をとりまとめたデータを用いて、専門医や司法書士と連携しながら実態把握をするため作成している。【令和4～6年度】
7 リカバリーサポート・ネットワークセンター(RSN)の相談データの分析等によるばちんこへの依存問題の実態把握【警察庁】		
ばちんこ業界は、毎年度、RSNの協力を得て、相談者の統計情報の集計・分析を充実させるなどにより、ばちんこへの依存問題を有する者の環境等の実態を把握し、電話相談事業報告書を作成・公表。	○毎年、相談者の統計情報を集計・分析することにより、ばちんこへの依存問題を有する者の実態を把握し、事業報告書を作成・公表。	○RSNIは、毎年、「ばちんこ依存問題電話相談事業報告書」を作成し、RSNのウェブサイト等で公表。 ○RSNIは、毎年、「ばちんこ依存問題電話相談事業報告書」を作成し、RSNのウェブサイト等で公表。 【主な内容】 ・相談件数、内容等の統計 ・相談者の年齢、性別等の統計 ・相談に至った経緯等 ・RSNの活動報告

V 多重債務問題等への取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 貸金業・銀行業における貸付金自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施【金融庁】		
金融庁は、貸付自粛制度（以下「当該制度」という。）の運用実績についてモニタリングを行いつつ、例えば、SNSも活用したインターネット広告といった効果的な周知方法の検討及び周知を実施。	国公立大学医学部の学部長等の教育責任者が集まる会議において、基本法や医学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とギャンブル等依存症に関する教育の充実について周知・要請した。	○貸金業・銀行業における貸付自粛制度の運用状況【令和４～６年度】 ・問合せ件数（令和４年度→令和５年度→令和６年度） 4,162件 → 4,637件 → 5,241件 ・登録件数（同上） 3,175件 → 4,002件 → 5,019件 ※日本貸金業協会・全国銀行協会集計による。 ○金融庁及び業界団体における広報実績【令和４～６年度】 ・都道府県消費生活センター等行政機関に生活再建支援サービス（貸付自粛制度・生活再建支援カウンセリング）周知用ミニチラシを配布【令和４～６年度】 ・カードローン・クレジットカードを正しく利用していただくための啓発・広報として、電車内広告を掲出【令和４～６年度】 ・「ギャンブル依存度チェック（あなたの依存度は？）を貸金業協会ウェブサイトに掲載【令和４～６年度】 ・「お金を借りてギャンブルにのめり込むこと」の防止啓発動画や「貸付自粛制度」の周知動画を民放キャッチアップ配信サービス（放送終了後のテレビ番組をインターネットで視聴できるサービス）等で配信【令和４～６年度】 ・YouTube、TikTokに啓発動画広告を発信（ギャンブル等依存症問題啓発週間）【令和６年度】 ・日本貸金業協会公式Xに啓発動画を発信（ギャンブル等依存症問題啓発週間）【令和６年度】 ・日本貸金業協会ウェブサイトの貸付自粛申告フォームを改修【令和６年度】 ・公営競技施行者団体等と意見交換及び情報共有【令和６年度】 ・ギャンブル等依存症の治療に対応可能な病院との連携【令和６年度】
2 ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進【金融庁】		
金融庁は、民間金融機関団体や各金融機関等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点の周知などの取組を促すとともに、対応マニュアルを消費者庁と共に必要に応じて改訂。	貸付自粛申告又はその撤回の申込みがあった際、送付する書類にギャンブル等依存症に関する相談拠点を記載した金融庁リーフレットを同封することとし、民間金融機関団体からギャンブル等依存症に関する相談拠点につなげる取組を推進した。	日本貸金業協会・全国銀行協会における対応【令和４～６年度】 ・相談受付総数（令和４年度中→令和５年度中→令和６年度中） 30,758件 → 23,867件 → 22,607件 ・ギャンブル等依存症に関する相談拠点への紹介件数（同上） 484件 → 562件 → 695件 ※日本貸金業協会・全国銀行協会集計による。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【警察庁】		
警察庁は、都道府県警察に対し、違法なギャンブル等の取締りの徹底を指示し、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進。	○都道府県警察に対し、オンラインカジノを含むオンライン上で行われる賭博事犯の取締りの推進について指示を行っており、賭客だけではなく、オンラインカジノの決済に関与する者や賭客をオンラインカジノに誘引するアフィリエイター等、オンラインカジノの運営側を検挙するなど取締りを強化している。 ○消費者庁と共同で制作した注意喚起ポスターを始め、SNSを活用したターゲット広告により、日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪である旨の周知を図った。	○オンライン上で行われる賭博事犯の検挙状況 （令和4年中）10件、59人 （令和5年中）13件、107人 （令和6年中）62件、279人 ○オンラインカジノに関する注意喚起【令和4～6年度】 ・注意喚起ポスターを官公庁、公共交通機関等、ウェブサイト等に掲示 【令和4年】約5万部 【令和5年】約10万部 【令和6年】約10万部 ・SNSを活用したターゲット広告による注意喚起【令和6年度】 ○オンラインカジノの実態把握のための調査研究の実施・公表【令和6年度】